

改 正 案

現 行

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(二)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 次の表一の各項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ハ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(イ)項及び(3)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(3)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ハ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(ハ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(ホ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ト)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が

及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項の(ロ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であるとして認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ロ)欄並びに次の表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(ロ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる建築物 それぞれ当該(一)及び(二)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、次の表三の各項の(ロ)欄及び次の表五の(一)項の(ロ)欄に掲げる構造計算書に代えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ロ)欄及び表五の(一)項の(ロ)欄に掲げる構造計算の計算書を除く。)。ただし、(一)及び(二)に掲げる建築物について法第二十条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)並びに(一)及び(二)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

(一) 次の表三の各項の(イ)欄上段(二)項にあっては(イ)欄(一)に掲

適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)欄に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(リ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ル)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下同じ。))に係る間口率(法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。以下同じ。))の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項、(二)項、(四)項、(五)項及び(七)項並びに表三の(一)項の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。))を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ハ)項、(ト)項、(チ)項、(リ)項、(ル)項、(ロ)項又は(を)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

ける建築物 当該各項の(3)欄に掲げる構造計算書

(1) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十一条

第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第

三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造

計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の

(3)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大

臣が定めるもの

(3) 次の表四の各項の(1)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げ

る書類

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理

者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)

四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建

築士(以下「建築士」という。)(である場合にあつては、一級

建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証(以下

「建築士免許証」という。)(の写し)

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全

性を確かめられたものである場合にあつては、建築士法(昭和

二十五年法律第二百二号)(第二十条第二項に規定する証明書)(

第四項第六号及び第三条第三項第五号において「証明書」とい

う。)(の写し。ただし、法第二十条第一号の認定を受けたもの

とする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一

部である構造計算書を要しないものとする。

【 改正後の表一から表五まで…別紙参照】

表一 各階平面図等の基本的な図書

表二 各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な

図書

表三 構造計算の種類に応じて必要となる構造計算書

(1)	図書の種類	明示すべき事項
(1) 付近見取図		方位、道路及び目標となる地物

表四 構造方法等の認定に係る認定書の写し
 表五 一定の場合に省略の対象となる計算書等

(3) 面図	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図	各階平面図	配置図
縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁、筋かい及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の二第一項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造並びに申請に係る計画が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二（建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物の計画である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

(ハ)		(ホ)	(ニ)	(ハ)					
に接して有効	地のうち道路	室内仕上げ表	使用建築材料表	構造詳細図	小屋伏図	各階床伏図	基礎伏図	二面以上の断面図	
置	縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条第八項第二号に規定する空地の面積、道路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置	令第二百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	令第二十条の七第一項第一号に規定する内装の仕上げ（以下単に「内装の仕上げ」という。）に用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法				縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ	第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造)

(と)	(ち)	(り)
<p>な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図</p>	<p>道路の配置図</p>	<p>令第百三十五条の六第一項第一号に規定する道路高さ制限適合建築物（以下「道路高さ制限適合建築物」という。）の配置図</p>
<p>縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第九項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長</p>	<p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における道路高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、道路高さ制限適合建築物の各部分の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、令第百三十五条の九の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率（令第百三十五条の五に規定する天空率をいう。以下同じ。）</p>	<p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における隣地高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、令第百三十五条の七第三項に規定する高低差区分区域（以下「高低差区分区域」という。）の境界線、隣地高さ制限適合建築物の各部分の長さ、敷地の接する道路の位置、令第百三十五条の十の規定により定め</p>

(ぬ)	(る)
<p>合建築物」という。の配置図</p>	<p>日影図</p>
<p>る位置並びに申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率</p>	<p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における北側高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、高低差区分区域の境界線、北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、令第三百三十五条の十一の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率</p> <p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第五十六条の二第一項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から一時間ごとに午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から一時間ごとに午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から午後三時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線</p>

		(-)	
		(1)	
<p>法第二十条 第二号に掲 げる建築物 以外の建築 物</p>		<p>当該建築物の 構造方法が令 第三十六条第 二項第三号の 構造方法に該 当するもの</p>	<p>当該建築物の 構造方法が令 第三十六条第 二項第二号の 構造方法に該 当するもの</p>
<p>当該建築物の 構造方法が令 第三十六条第 二項第三号の 構造方法に該 当するもの</p>		(3)	<p>令第八十二条の六に規定する限 界耐力計算の構造計算書又は令 第八十一条第一項ただし書に規 定する構造計算（国土交通大臣 が限界耐力計算による場合と同 等以上に安全性を確かめること ができるものとして指定したも のに限る。）の計算書</p>

二

		(を)	
		(1)	
<p>防災都市計画 施設に面する 方向の立面図</p>		<p>縮尺、建築物の防災都市計画施設に係る間口 率の最低限度以内の部分の位置、建築物の高 さの最低限度より低い高さの建築物の部分（ 建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最 低限度を超える部分を除く。）の構造、建築 物の防災都市計画施設に面する部分の長さ、 敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さ 及び敷地に接する防災都市計画施設の位置</p>	

		(二)
		<p>法第二十条 第二号に掲 げる建築物 (高さが六 メートルを 超える建 築物(以下 この表にお いて「超高 層建築物」 という。) (を除く。)</p>
当該建築物の 構造方法が令		<p>当該建築物の 構造方法が令 第三十六条第 三項第一号の 構造方法に該 当するもの</p>
令第八十六条の六に規定する限 界耐力計算の構造計算書又は令	<p>三 特定建築物で高さが三十一 メートルを超えるもの 建築 物の概要、構造計画、応力算 定、断面算定並びに令第八十 二条の二及び令第八十二条の 四に規定する構造計算</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定 める事項を記載した構造計算書 又は令第八十一条第一項ただし 書に規定する構造計算の計算書 一 令第八十二条の二に規定す る特定建築物(以下単に「特 定建築物」という。)以外の 建築物建築物の概要、構造計 画(特定建築物に該当しない ことの証明を含む。)、応力 算定及び断面算定 二 特定建築物で高さが三十一 メートル以下のもの 建築物 の概要、構造計画、応力算定 、断面算定並びに令第八十二 条の二に規定する構造計算及 び令第八十二条の三又は令第 八十二条の四に規定する構造 計算</p>

		(三)	(四)
		超高层建築物	主要構造部 を法第二 九号の二 イ(2)に該 当する構 造とする 建築物
	第三十六条第 二項第二号の 構造方法に該 当するもの	当該建築物の 構造方法が令 第三十六条第 二項第三号に 該当するもの	令第八十八 条の三第一 項第一号に 該当するもの
	第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同 等以上に安全さを確かめること ができるものとして指定したも のに限る。）の計算書	令第三十六 条第二項第 三号の認定 に係る認定 書の写し	一 令第八十八 条の三第一 項第一号の 耐火性能検 証法により 検証した際 の計算書 二 当該建築 物の開口部 が令第八 十八条の三 第四項の認 定を受けた ものである 場合にあつ て 検証した際 の計算書

(-)	(イ)	令第三十八條第四項、令第四十三條第一項ただし書若しくは第二項ただし書、令第四十六條第二項第一号八、同条第三項、令第四十八條第一項第二号ただし書、令第五十一條第一項ただし書、令第六十二條の八ただし書、令第六十七條第一項第二号、令第六十八條第五項、令第六十九條、令第七十三條第五項、令	(3)	(イ)欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算をした際の計算書
-----	-----	--	-----	---------------------------------

三|

(七)	(六)	(五)	は、当該認定書の写し
令第二百二十九條の二の二第二項の認定を受けた建築物	令第二百二十九條の二の二第二項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物	令第二百二十九條の二第二項の認定を受けた階のある建築物	
令第二百二十九條の二の二第一項の認定に係る認定書の写し	令第二百二十九條の二の二第一項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算書	令第二百二十九條の二第一項の認定に係る認定書の写し	

<p>第七十七条ただし書、令第七十七条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書、令第七十八条ただし書又は令第七十八条の二第一項第三号の構造計算をした建築物</p>	<p>(二) 軸組を令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>(三) 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第六十七条第一項の認定を受けた接合方法によるものとする建築物</p>	<p>(四) 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第六十七条第二項の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>(五) 令第六十八条第三項の認定を受けた高力ボルト接合を用いる建築物</p>	<p>(六) 令第七十条に規定する国土交通大臣が定める場合に該当しないとする建築物</p>
	<p>令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第六十七条第一項に係る認定書の写し</p>	<p>令第六十七条第二項に係る認定書の写し</p>	<p>令第六十八条第三項に係る認定書の写し</p>	<p>一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書</p>

(七)	(八)	(九)
<p>構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第八条の三の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定（以下単に「建築基準法令の規定」という。）により主要構造部若しくは壁及び天井（天井のない場合には、屋根）の室内に面する部分の仕上げ又は建築設備の構造を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料としなければならない建築物で、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料のうち国土交通大臣の認定を受けたものを用いるもの</p>	<p>建築基準法令の規定により主要構造部、屋外避難階段、ひさし及びそで壁その他これらに類するものを耐火構造、準耐火構造、令第百十五条の二の第二項、第一号に規定する準耐火構造、防火構造、法第二十二條第一項に規定する屋根の構造、法第二十三條に規定する外壁の構造、法第六十三條に規定する屋根の構造、令第百九條の三第一号に規定する屋根の延焼のおそれの</p>
<p>第八条の三の認定に係る認定書の写し</p>	<p>当該材料に係る法第二条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>当該部分の構造に係る法第二条第七号、第七号の二又は第八号若しくは法第二十二條第一項、法第二十三條、法第六十三條、令第百九條の三第一号又は第二号八、令第百十三條第一項第三号、令第百十五條の二第一項第四号、令第百十五條の二の二第一項第一号、同条第一項第四号八の認定に係る認定書の写し</p>

(十)	
<p>ある部分の構造、同条第二号八に規定する三階以上の階における床又はその直下の天井の構造、令第百十三条第一項第三号に規定する屋根の構造、令第百十五条の二第一項第四号に規定する一階の床及び二階の床の構造又は令第百十五条の二の二第一項第四号八に規定するひさしその他これに類するものの構造としなければならぬ建築物で、これらの構造を国土交通大臣の認定を受けたものとするもの</p>	<p>建築基準法令の規定により特定防火設備、令第百十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第百十二条第十六項に規定する防火設備、法第二条第九号の二口に規定する防火設備、法第六十四条に規定する防火設備、令第百十二条第十四項に規定する防火設備、令第百二十六条の二第二項に規定する防火設備、令第百二十九条の十三の二第二号に規定する防火設備、令第百三十六条の二第一号に規定する防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に規定する防火設備のうち国土交通大臣の認定を</p>
<p>当該防火設備に係る法第二条第九号の二口、法第六十四条、令第百十二条第一項、同条第十四項、令第百四十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第百十二条第十六項、令第百二十六条の二第二項、令第百二十九条の十三の二第二号、令第百三十六条の二第一号又は令第百四十五条第一項第二号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>備のうち国土交通大臣の認定を</p>

(十八)	(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	
都市計画区域若しくは準都市計	くみ取便所で令第二十九条の認定を受けたものを設ける建築物	地階の外壁等の構造を令第二十二條の第二号口の認定を受けたものとする建築物	最下階の居室の床の構造を令第二十二條の認定を受けたものとする建築物	令第二十条の七第二項から第四項までの認定を受けた建築材料を用いる居室を有する建築物	令第二十条の七第一項第二号の表、令第二十条の八第二項又は令第二十条の九の認定を受けた居室を有する建築物	長屋又は共同住宅の各戸の界壁の構造を法第三十条の認定を受けたものとする建築物	柱の構造を令第七十条の認定を受けたものとする建築物	受けたものを設ける建築物
令第三十条第一項の認定に	令第二十九条の認定に係る認定書の写し	令第二十二條の第二号口の認定に係る認定書の写し	令第二十二條の認定に係る認定書の写し	令第二十条の七第二項から第四項までの認定に係る認定書の写し	令第二十条の七第一項第二号の表、令第二十条の八第二項又は令第二十条の九の認定に係る認定書の写し	法第三十条の認定に係る認定書の写し	令第七十条の認定に係る認定書の写し	

(削る。)

2| 法第八十六条の七各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等

<p>(九) </p> <p>指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならぬ建築物で、法第三十七条第二号の認定を受けたものを指すもの</p>	<p>法第三十七条第二号の認定に係る認定書の写し</p>
<p>画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物で、令第三十条第一項の認定を受けた便所を設けるもの又は都市計画区域若しくは準都市計画区域内の公衆便所で同項の認定を受けたもの</p>	<p>係る認定書の写し</p>

2| 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の五第三項、第六十七条の二第四項、第六十八条第四項及び第八十六条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。

3| 法第八十六条の七各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等

「という。」をすする建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項の表一の(1)項に掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。

3| 法第八十六条の八第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は同条第三項の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

4| 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類

ロ 申請に係る建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表一の各項の(1)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる図書

(2) 次の表二の各項の(1)欄に掲げる建築設備 当該各項の(3)欄に掲げる書類

二 別記第三号様式による建築計画概要書

「という。」をすする建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項の表一の(1)項に掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。

4| 法第八十六条の八第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は同条第三項の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

5| 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一項に規定する図書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び第八項の表のそれぞれに掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とする。

6| 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(1)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、(3)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

- 三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状
- 四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し
- 五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

【改正後の表一及び表二…別紙参照】

- 表一 建築設備の種類に応じて各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書
- 表二 構造方法等の認定に係る認定書の写し

	(-)	
	(1)	
エレベーター	かご及びかごを支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第二百二十九条の四第一項第二号の規定に適合したものとすることを	令第二百二十九条の四第一項第二号の認定に係る認定書の写し
エレベーター	かご及びかごを支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第二百二十九条の四第一項第二号の規定に適合したものとすることを	令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書

		(二)	
		エスカレーター	
踏段及び主要な支持部分の構造を令	踏段及び踏段を支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第二号の規定に適合したものと	制動装置の構造を令第二百二十九条の十第二項の認定を受けたものとするもの	制御器の構造を令第二百二十九条の八第二項の認定を受けたものとするもの
令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条	令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第二号のエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書	令第二百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し	令第二百二十九条の八第二項の認定に係る認定書の写し

(六)	(五)	(四)	(三)
<p>第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとするもの</p>	<p>居室の換気設備で令第二十条の八第一項第一号口(1)又は八の認定を受けたものは八の認定を受けたもの</p>	<p>火を使用する室に設ける換気設備で令第二十条の三第二項第一号口の認定を受けたもの</p>	<p>居室の換気設備で令第二十条の二第一項第一号二の認定を受けたもの</p>
<p>の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二十条の八第一項第一号口(1)又は八の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二十条の三第二項第一号口の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第二十條の二第一項第一号二の認定に係る認定書の写し</p>
			<p>制動装置の構造を令第二百二十九条の十二第五項の認定を受けたものとするもの</p>
			<p>尿浄化槽で法第三十一条第二項の認定を受けたもの又は合併処理浄化槽で令第三十五条第一項の認定に係る認定書の</p>

(十三)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	
法第二十条第一項第二号イ又はロに規定する建築物に	たもの の十五第一号の認定を受け	受けたもの の七第三号の認定を受け	三 号の認定を受けたもの	第一項第七号八の認定を受けたもの	二十六条の五第二号の認定を受けたもの	第三号口の認定を受けたもの	三十五条第一項の認定を受けたもの
に規定する構造計算をした際の	認定に係る認定書の写し	認定に係る認定書の写し	し	写し	定に係る認定書の写し	認定に係る認定書の写し	写し
令第二百二十九条の二の四第二項	令第二百二十九条の十五第一号の	令第二百二十九条の二の七第三号	令第二百二十九条の二の五第二項	令第二百二十九条の二の五第一項	令第二百二十六条の五第二号の認	令第一百五十五条第一項第三号口の	

5 | 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物 次の表二の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(2)欄に掲げる図書については同表の(1)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三

(十四)	
設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの	計算書
指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならない建築設備で、法第三十七條第二号の認定を受けたものをを用いるもの	法第三十七條第二号の認定に係る認定書の写し

7 | 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第五項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認の申請書 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る確認の申請書 次の表二の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(2)欄に掲げる図書については同表の(1)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 認証型式部材等を有する建築物に係る確認の申請書 認証型

「条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。」「を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。」

	(イ)	令第百三十六 条の二 の十一 第一号 に掲げ る建築 物の部 分を有 する建 築物		(イ)	
	(ロ)	第一項の表 三及び表四 並びに前項 の表二(九)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(三)	(ハ)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(三)
	(ハ)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(三)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(三)	(ニ)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 のうち各階 平面図
	(ホ)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(三)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 のうち各階 平面図	(ホ)	壁及び筋か いの位置及 び種類、通 し柱の位置 並びに延焼 のおそれの ある部分の 外壁の位置 及び構造
	(イ)	令第百三十六 条の二 の十一 第一号 に掲げ る建築 物の部 分を有 する建 築物		(イ)	
	(ロ)	第一項の表 二及び表三 並びに前項 の表(七)項 を除く。	第一項の表 一の(ハ)項か ら(ロ)項まで 及び次項の 表に掲げる 図書のうち 構造詳細図 (貯水タン ク及び給水 タンクその 他これらに 類するもの (屋内又は 屋上又は屋 内にあるも のを除く。 に係るも のを除く。	(ハ)	第一項の表 一の(ハ)項か ら(ロ)項まで 及び次項の 表に掲げる 図書のうち 構造詳細図 (貯水タン ク及び給水 タンクその 他これらに 類するもの (屋内又は 屋上又は屋 内にあるも のを除く。 に係るも のを除く。
	(ハ)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(三)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 のうち各階 平面図	(ニ)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 のうち各階 平面図
	(ホ)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 及び第一項 の表二の(三)	第一項の表 一の(ハ)項に 掲げる図書 のうち各階 平面図	(ホ)	壁及び筋か いの位置及 び種類、通 し柱及び防 火設備の位 置並びに延 焼のおそれ のある部分 の外壁の構 造

「式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。」

(二)			
防火設 備を有 する建 築物	第一項の表 四の(四)項、 二の(三)項、 一の(三)項、 及び(六)項の (三)欄に掲げ る図書		く。)
第一項の表 二の(三)欄に 掲げる図書 のうち令第 百三十六条 の二の十一 の(一)項に掲	第一項の表 二の(三)欄に 掲げる図書 のうち二面 以上の立面 図	第一項の表 一の(三)項に 掲げる図書 のうち二面 以上の立面 図	造詳細図(貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの)屋上又は屋内にあるものを除く。に係るものを除く。)
開口部の構造	第一項の表及び天井の高さ	第一項の表及び天井の高さ	び軒裏の構造(法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のもので、開いては、開口部、外壁及び軒裏の構造)
(二)			
防火設 備を有 する建 築物	第一項の表 三の(八)項、 二の(三)項、 一の(三)項、 及び(六)項の (三)欄に掲げ る図書)
第一項の表 一の(三)項に 掲げる図書 のうち二面 以上の立面 図	第一項の表 一の(三)項に 掲げる図書 のうち二面 以上の立面 図	第一項の表 一の(三)項に 掲げる図書 のうち二面 以上の立面 図	び軒裏の構造(法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のもので、開いては、開口部、外壁及び軒裏の構造)

(四)	(三)	
尿浄 化槽又 は合併 処理浄 化槽を	換気設 備を有 する建 築物	
第一項の表 四の(十二)項の 欄及び前 項の表二の (六)項の(三)欄	第一項の表 四の(十二)項の (三)欄に掲げ る図書及び 前項の表二 の(四)項の(三) 欄に掲げる 図書	
前項の表一 の(三)欄に掲 げる図書の うち令第百 三十六条の	前項の表一 の(三)欄に掲 げる図書の うち令第百 三十六条の 二の十一第 二号の表の (二)項に掲げ る規定が適 用される換 気設備に係 る図書(各 階平面図を 除く。)	ける規定が 適用される 建築物に係 る図書(防 火設備に係 るものに限 り、各階平 面図を除く 。)

(四)	(三)	
尿浄 化槽又 は合併 処理浄 化槽を	換気設 備を有 する建 築物	
第一項の表 三の(九)項の 欄及び前項 の表の(七)項 (三)欄に掲げ	第一項の表 三の(九)項の (三)欄に掲げ る図書及び前 項の表の(五) 項(三)欄に掲 げる図書	
第一項の表 一の(一)項に 掲げる図書 のうち尿浄 化槽又は	次項の表に 掲げる図書 のうち昇降 機以外の建 築設備の構 造詳細図(換 気設備に係 るものに限 る。)	

(六)	(五)	
給水タ	非常用の照明装置を有する建築物	有する建築物
第一項の表	第一項の表の(二)項の(三)欄及び(三)項の(三)欄(十)項の(三)欄に掲げる図書	に掲げる図書
前項の表一	前項の表一の(三)欄に掲げる図書のうち令第一百三十六条の二の十一第一号の表の(五)項に掲げる規定が適用される非常用の照明装置に係る図書(各階平面図を除く。)	二の十一第一号の表の(三)項又は(四)項に掲げる規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽に係る図書(各階平面図を除く。)

(六)	(五)	
給水タ	非常用の照明装置を有する建築物	有する建築物
第一項の表	第一項の表の(三)欄及び(三)項の(九)項に掲げる図書	る図書
次項の表に	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(非常用の照明装置に係るものに限る。)	合併処理浄化槽の見取図

	(七)	
冷却塔 設備を 有する 建築物	第一項の表 四の(十)項の 欄及び前 (三)欄及び前 (三)欄の表二の 項の表二の (十四)項の(三)欄 に掲げる図 書	ンク又は貯水タンクを有する建築物 四の(十)項の欄及び前(三)欄の表二の項の表二の(三)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第一号の(七)項に掲げる規定が適用される冷却塔設備に係る図書(各階平面図を除く。)

	(七)	
冷却塔 設備を 有する 建築物	第一項の表 三の(九)項(三) 欄及び前 (三)欄の表二の 項の表二の (三)欄に掲げ る図書	ンク又は貯水タンクを有する建築物 三の(九)項(三)欄及び前(三)欄の表二の項の表二の(三)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)
	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(冷却塔設備に係るものに限る。)	掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)

(九)	エスカ レータ ーを有 する建 築物	第一項の表 四の(十)項の (三)欄に掲げ る図書、前 項の表一の	前項の表一 の(三)欄に掲 げる図書の うち令第百 三十六条の	前項の表一 の(十)項の(三) 欄に掲げる エレベータ ーの構造詳 細図	昇降路の構 造以外の事 項
(八)	エレベ ーター の部分 で昇降 路及び 機械室 以外の ものを 有する 建築物	第一項の表 四の(十)項の (三)欄に掲げ る図書、前 項の表一の 並びに前項 の表一の(五) 項、(六)項及 び(七)項の(三) 欄に掲げる 図書	前項の表一 の(三)欄に掲 げる図書の うち令第百 三十六条の	前項の表一 の(十)項の(三) 欄に掲げる エレベータ ーの構造詳 細図	昇降路の構 造以外の事 項

(九)	エスカ レータ ーを有 する建 築物	第一項の表 三の(九)項(三) 欄及び前項 の表の(二)項 (三)欄に掲げ る	次項の表に 掲げる図書 のうちエス カレーター の構造詳細	次項の表に 掲げる図書 のうちエレ ベーターの 構造詳細図	レールの構 造及び取付 方法、つり 合おもりの 構造、原動 機、制御機 及び巻上機 の設置状況 、網車又は 巻胴の構造 、かごの構 造並びに安 全装置の位 置及び構造
(八)	エレベ ーター の部分 で昇降 路及び 機械室 以外の ものを 有する 建築物	第一項の表 三の(九)項(三) 欄及び前項 の表の(一)項 (三)欄に掲げ る図書(令 第二百二十九 条の四第三 項第五号に 規定する構 造計算をし た際の計算 書を除く。)	次項の表に 掲げる図書 のうちエス カレーター の構造詳細	次項の表に 掲げる図書 のうちエレ ベーターの 構造詳細図	レールの構 造及び取付 方法、つり 合おもりの 構造、原動 機、制御機 及び巻上機 の設置状況 、網車又は 巻胴の構造 、かごの構 造並びに安 全装置の位 置及び構造

二

	(十)	
	避雷設備を有する建築物	
	第一項の表の(六)項の(三)欄に掲げる図書のうち	(十)項に掲げる工事 カレーター 強度検証法 により検証 をした際の 計算書並び に前項の表 の(八)項及 び(九)項の (三)欄に掲げる 図書
	前項の表一の(六)項の(三)欄に掲げる図書のうち	二の十一第二号の(九)項に掲げる規定が適用される カレーターに 係る図書(各階平面図を除く。)
	令第三百三十一條の二の十一第二号の(十)項に掲げる規定が適用される 避雷設備に係る図書(各階平面図を除く。)	

二

	(十)	
	避雷設備を有する建築物	
	第一項の表の(九)項の(三)欄及び前項の表の(三)欄に掲げる図書	る図書
	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(避雷設備に係るものに限る。)	図

令第十条第 四号に掲げ				令第十条第 三号に掲げ る一戸建て の住宅	(い)
第一項の表 一に掲げる	第四項の表 一に掲げる 図書のうち (四)項の配置 図以外の図 書	第一項の表 二に掲げる 図書のうち 令第十条第 三号イから 八までに定 める規定に 係る図書	第一項の表 一に掲げる 図書のうち 各階平面 図以外の図 書	第一項の表 一に掲げる 図書のうち 付近見取図 、配置図及 び各階平面 図以外の図 書	(3)
(い)項に掲げる図	第四項の表一の (四)項に掲げる図 書のうち配置図	第一項の表一の (い)項に掲げる図 書のうち各階平 面図	第一項の表一の (い)項に掲げる図 書のうち配置図	第一項の表一の (い)項に掲げる図 書のうち配置図	(は)
下水管、下水溝又 はためますその他	浄化槽からの放流 水の放流先又は放 流方法	筋かいの位置及び 種類、通し柱及び 防火設備の位置並 びに延焼のおそれ のある部分の外壁 の構造	筋かいの位置及び 種類、通し柱及び 防火設備の位置並 びに延焼のおそれ のある部分の外壁 の構造	下水管、下水溝又 はためますその他 これに類する施設 の位置及び排出経 路又は処理経路	(に)

令第十三条 の二第四号				令第十三条 の二第三号 に掲げる一 戸建ての住 宅	(い)
第一項の表一 (い)項に掲げる図		第一項の表一の (い)項に掲げる図 書のうち各階平 面図	第一項の表一の (い)項に掲げる図 書のうち配置図	第一項の表 一の(は)項に 掲げる図書	(3)
井戸の位置		筋かいの位置及び 種類、通し柱及び 防火設備の位置並 びに延焼のおそれ のある部分の外壁 の構造	筋かいの位置及び 種類、通し柱及び 防火設備の位置並 びに延焼のおそれ のある部分の外壁 の構造	井戸の位置	(に)

る建築物		図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図以外の図書	書のうち配置図	これに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
第一項の表二に掲げる図書のうち令第十条第四号イから八までに定める規定に係る図書	第四項の表一に掲げる図書のうち(四)項の配置図以外の図書	第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置	浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法

(削る。)

に掲げる建築物		書のうち配置図	筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置
第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち各階平面図			

8

法第八十七条の二の場合における確認の申請書は、別記第四号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本及び副本に、それぞれ、次の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、第六項の表の(イ)欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の(3)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

昇降機 以外の 建築設 備	各階平面図	昇降機		昇降機 各階平面図	図書の種類
		小荷物専用 昇降機	エスカレー ター		
縮尺並びに主要部分の材料の種 別及び寸法	縮尺、方位及び建築設備の位置	昇降路の構造、かごの大きさ並 びに安全装置の位置及び構造	取付方法、踏段及び手すりの構 造並びに安全装置の位置及び構 造	昇降路の構造、レールの構造及 び取付方法、つり合おもりの構 造、原動機、制御機及び巻上機 の設置状況、綱車又は巻胴の構 造、かごの構造並びに安全装置 の位置及び構造	明示すべき事項

9 |

認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認の申請書 認定型式の確認書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(3)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、(ニ)欄に掲げる図書については(ロ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(三)	(二)	(一)		
給水タ	非常用の照明装置	換気設備	(イ)	
第一項の表三	第一項の表三の(九)項(3)欄及び第六項の表の(九)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(九)項(3)欄及び第六項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書	(3)	
前項の表に掲げ	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(非常用の照明装置に係るものに限る。)	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(換気設備に係るものに限る。)	(ハ)	
			(ニ)	
			(ホ)	

		(四)	(五)
設置状 上機の 及び巻 制御機 動機、 造、原 りの構 合おも 、つり 付方法 及び取 の構造 レベル	前項の表に掲げる図書のうちエレベーターの構造詳細図	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図（冷却塔設備に係るものに限る。）	第一項の表三の(九)項(3)欄及び第六項の表の(一)項(3)欄に掲げる図書（令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。）
		前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図（給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。）	第一項の表三の(九)項(3)欄及び第六項の表の(一)項(3)欄に掲げる図書（給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。）
		冷却塔設備	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの
		タンク又は貯水タンク	

6| 第一項の表一及び表二並びに第四項の表一の各項に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第一項又は第四項の申請書に添える場合において

10| 第一項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示してその図書を同項又は第五項の申請書に添える場合においては、第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該図書に明示するこ

(七)	(六)	
備 避 雷 設	エ ス カ レ ー タ	
第一項の表三 の(九)項(3)欄及 び第六項の表 の(十三)項(3)欄に 掲げる図書	第一項の表三 の(九)項(3)欄及 び第六項の表 の(二)項(3)欄に 掲げる図書	
前項の表に掲げ る図書のうち昇 降機以外の建築 設備の構造詳細 図(避雷設備に 係るものに限る 。)	前項の表に掲げ る図書のうちエ スカレーターの 構造詳細図	
		況、網 車又は 巻胴の 構造、 かこの 構造並 びに安 全装置 の位置 及び構 造

ては、第一項又は第四項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる
図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に
掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示した
ときは、当該各項に掲げる図書を第一項又は第四項の申請書に添
えることを要しない。

(削る。)

とを要しない。

11)

申請に係る建築物の敷地が都市計画区域又は準都市計画区域
内にある場合(第十三項に掲げる場合を除く。)においては、次
の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項まで
の規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法(昭和四十三年
法律第百号)第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四
十一条第二項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合
を含む。以下同じ。)、第四十二条又は第四十三条第一項の規定
に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならな
い。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模
様替である場合

二 都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四
十一条第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場
合

イ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、そ
の規模が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項
の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル)未
満である場合。ただし、同条第一項ただし書の規定により都
道府県の条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二
条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六
の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。))の区域
内にあつては、当該指定都市等の条例。以下この条並びに第
十条の二十三第七項及び第九項において同じ。)で別に規模
が定められている場合にあつては、その規模未満である場合

とする。

口 申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合

八 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築又は移転である場合

12) 三 前二号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合
申請に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にある場合（次項に掲げる場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならぬ。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の様替である場合

二 申請に係る建築物の敷地の規模が一ヘクタール未満である場合

13) 三 前二号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合
申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

（削る。）

（削る。）

- 一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の様替である場合
- 二 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合
 - イ 申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、一ヘクタール未満であること。
 - ロ 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域のうち二以上の区域における申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、当該敷地に係るそれぞれの区域について都市計画法施行令第十九条の規定により開発行為の許可を要しないこととされる規模のうち最も大きい規模未満であること。
 - ハ 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル）未満であること。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満であること。
 - ニ 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。
 - ホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。
- 三 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築又は移転である場合
- 四 前三号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

(削る。)

14) 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画

施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第五十三条第一項、流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の様替である場合

二 前号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

(削る。)

15) 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の

緑化地域(以下単に「緑化地域」という。)内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が新築若しくは増築(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び増築後の建築物の床面積の合計が当該緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない増築に限る。)改築、移転、大規模の修繕又は大規模の様替である場合

二 申請に係る建築物の敷地の規模が千平方メートル(都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)第九条ただし書の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては

(削る。)

7) 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項又は第四項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

(削る。)

、その規模）未満である場合

三 申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第六項若しくは第九項又は第四十二条各号に規定する建築物である場合

四 前二号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

16) 申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下単に「地区計画等緑化率条例」という。

）により制限を受ける区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならぬ。

一 申請に係る建築物が当該地区計画等緑化率条例に係る都市緑

地法施行令第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる適用の除外に関する規定のいずれかに該当するものである場合

二 申請に係る建築物が都市緑地法第四十二条各号に規定する建築物である場合

三 前号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

17) 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項、第五項、第六項又は第八項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

18) 申請に係る建築物の工事計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合においては、特定行政庁は、第一項又は第五項

の規定にかかわらず、規則で、第一項の表一のは項に掲げる図書

8| 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書（第一面が別記第四号様式によるものをいう。次号において同じ。）及びその添付図書

二 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）

9| 申請に係る建築物の計画が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該申請書に添えるべき図書のうち当該内容が同一であるものについては、申請書の正本一通及び副本一通に添えることを要しない。

（確認済証等の様式等）

第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に前条の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて行うものとする。

2| 法第六条第五項の規定による構造計算適合性判定の求めは、次に掲げる書類を都道府県知事に提出することにより行うものとする。法第十八条の二第三項において読み替えて適用する法第六条

、同項の表二の(一)項及び(二)項並びに同項の表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

19| 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書（第一項又は第五項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第五号様式に、第八項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第六号様式によるもの。次号において同じ。）及びその添付図書

二 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）

20| 申請に係る建築物が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該図書についてはこれを添えることを要しない。

（確認済証等の様式）

第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項又は法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第七号様式による確認済証に前条の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

第五項の規定により法第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者に対して構造計算適合性判定を求める場合も、同様とする。

- 3 |
- 一 前条の申請書の副本一通及びその添付図書
 - 二 当該建築物に係る構造計算適合性判定を行う際の留意事項がある場合にあつては、当該事項の内容を記載した書類
- 法第六条第九項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 法第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

二 法第二十条第三号イの構造計算が同号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

三 法第二十条第二号イに規定するプログラムにより同号イの構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者(指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定を行う場合にあつては、構造計算適合性判定員)相互間で意見が異なる場合

4 | 法第六条第十二項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画(法第二十条第二号又は第三号(法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に係る部分に限る。)(に掲げる建築物の計画に限る。)(が法第二十条第二号に定める基準(同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)(に適合するかどうかを

審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

二 申請に係る建築物の計画(法第二十条第四号に掲げる建築物の計画に限る。)が法第二十条第二号に定める基準(同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合

三 申請に係る建築物の計画(法第二十条第三号(法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に係る部分を除く。)に掲げる建築物の計画に限る。)が法第二十条第二号又は第三号に定める基準(同条第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同条第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合

四 申請に係る建築物の計画が法第二十条第三号に定める基準(同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合

五 申請に係る建築物の計画(法第二十条第三号(法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に係る部分に限る。)に掲げる建築物の計画に限る。)が法第二十条第三号に定める基準(同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

六 法第六条第九項の規定により同条第八項の期間が延長された場合

5 | 法第六条第十二項の規定による同条第四項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した

通知書の交付は、別記第五号の二様式により行うものとする。

6 法第六条第十三項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認められた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に前条の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて行うものとする。

7 法第六条第十三項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第七号様式により行うものとする。

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第八号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 次の表の各項に掲げる図書

ロ 申請に係る建築設備が次の(1)から(4)までに掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(4)までに定める図書及び書類

(1) 第一条の三第四項の表一の各項の(イ)欄に掲げる建築設備
当該各項の(3)欄に掲げる図書

(2) 第一条の三第四項の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備
当該各項の(3)欄に掲げる書類

(3) 法第三十七条の規定が適用される建築設備 第一条の三

2 法第六条第五項（法第八十七条第一項又は法第八十七条の二

において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認められた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第八号様式による通知書に前条の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

3 法第六条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記第九号様式による。

（新設）

【参考：改正前の第一条の三第八項】

8 法第八十七条の二の場合における確認の申請書は、別記第四号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本及び副本に、それぞれ、次の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、第六項の表の(イ)欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の(3)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

第一項の表二の(十八)項の(3)欄に掲げる図書

(4) 法第三十七条第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築設備 法第三十七条第二号に係る認定書の写し

二 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状
三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築設備を含む建築物と他の建築物との別 擁壁の設置その他安全上適当な措置 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差又は申請に係る建築物の各部分の高さ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 下水管、下水溝又はためますその他これに類する施設の位置及び排出又は処理経路
各階平面図	縮尺及び方位

図書の種類	明示すべき事項
昇降機 各階平面図	縮尺、方位及び昇降機の位置
構造詳細 エレベータ	昇降路の構造、レールの構造及び取付方法、つり合もりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造
昇降機 各階平面図 小荷物専用昇降機	取付方法、踏段及び手すりの構造並びに安全装置の位置及び構造 昇降路の構造、かごの大きさ並びに安全装置の位置及び構造
昇降機 以外の 建築設備 構造詳細図	縮尺、方位及び建築設備の位置 縮尺並びに主要部分の材料の種類及び寸法

間取、各室の用途及び床面積
壁及び筋かいの位置及び種類
通し柱及び開口部の位置
延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造

2 | 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 認定型式に適合する建築設備 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。
- 二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(3)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(イ)	(イ)
換気設備	(イ)
第一條の三第	(3)
四項の表二の	
第一條の三第	(ハ)
四項の表一の(3)欄	
	(ニ)
	(ホ)

【参考：改正前の第一條の三第九項】

9 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認の申請書 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。
- 二 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(3)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、(ニ)欄に掲げる図書については(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(イ)	(イ)
換気設備	(イ)
第一項の表三	(3)
(九)項(3)欄及	
前項の表に掲げ	(ハ)
る図書のうち昇	
	(ニ)
	(ホ)

(三)		(二)	
給水タンク又は貯水タンク	<p>第一条の三第四項の表二の(三)項の(三)欄に掲げる図書及び前項第一号ロ(4)に掲げる書類</p>	非常用の照明装置	<p>第一条の三第四項の表二の(十)項の(三)欄に掲げる図書及び前項第一号ロ(4)に掲げる書類</p>
<p>第一条の三第四項の表一の(三)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第二号の(六)項に掲げる規定が適用される給水タンク</p>		<p>第一条の三第四項の表一の(三)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第二号の(五)項に掲げる規定が適用される非常用の照明装置に係る図書(各階平面図を除く。)</p>	

(三)		(二)	
給水タンク又は貯水タンク	<p>第一項の表三の(九)項(三)欄及び第六項の表の(十)項(三)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)</p>	非常用の照明装置	<p>第一項の表三の(九)項(三)欄及び第六項の表の(九)項(三)欄に掲げる図書</p>
<p>前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)</p>		<p>前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(非常用の照明装置に係るものに限る。)</p>	<p>第六項の表の(五)項(三)欄に掲げる図書</p>

	(四)	(五)
	冷却塔 設備	エレベ ーター の部分 で昇降 路及び 機械室 以外の もの
	第一条の三第 四項の表二の (十四)項の(三)欄に 掲げる図書及 び前項第一号 口(4)に掲げる 書類	第一条の三第 四項の表一の (十)項に掲げる エレベーター 強度検証法に より検証をし た際の計算書 、同項の表二 の(五)項、(六)項 及び(七)項の(三) 欄に掲げる図 書並びに前項 第一号口(4)に
ンク又は貯水タ ンクに係る図書 (各階平面図を 除く。)	第一条の三第四 項の表一の(三)欄 に掲げる図書の うち令第三百三十 六条の二の十一 第二号の(七)項に 掲げる規定が適 用される冷却塔 設備に係る図書 (各階平面図を 除く。)	第一条の三第四 項の表一の(三)欄 に掲げる図書の うち令第三百三十 六条の二の十一 第二号の(八)項に 掲げる規定が適 用されるエレベ ーターの部分で 昇降路及び機械 室以外のものに 係るものに係る 図書(各階平面
		第一条の 三第四項 の表一の (九)項の (三)欄に 掲げるエ レベ ーターの 構造詳細 図
		昇降路 の構造 以外の 事項
	(四)	(五)
	冷却塔 設備	エレベ ーター の部分 で昇降 路及び 機械室 以外の もの
限る。)	第一項の表三 の(九)項(三)欄及 び第六項の表 の(二)項(三)欄に 掲げる図書	第一項の表三 の(九)項(三)欄及 び第六項の表 の(二)項(三)欄に 掲げる図書(令 第三百二十九 条の四第三項 第五号に規定 する構造計算 をした際の計 算書を除く。)
	前項の表に掲げ る図書のうち昇 降機以外の建築 設備の構造詳細 図(冷却塔設備 に係るものに限 る。)	
		前項の表 に掲げる 図書のう ちエレベ ーターの 構造詳細 図
		レール の構造 及び取 付方法 、つり 合おも りの構 造、原 動機、 制御機 及び巻 上機の 設置状

(七)		(六)
備 避 雷 設		エ ス カ レ ー タ
(二) 第一 項の表二の (三) 欄に	第一 条の三第 四項の表一 の(九)項に 掲げるエ スカレータ 強度検証法 により検証 した際の計 算書、同項 の表二の(八) 項及び(九) 項の(三)欄 に掲げる図 書並びに前 項第一号口 (4)に掲げ る書類	掲 げ る 書 類
第一 条の三第 四項の表一 の(三)欄 に掲げる 図書の	第一 条の三第 四項の表一 の(三)欄 に掲げる図 書のうち令 第三百三十 六条の二の 十一第二号 の(九)項に 掲げる規定 が適用され るエスカ レーターに 係る図書(各 階平面図を除 く。)	図 及 び 第一 条の 三第 四項 の表 一の (九)項 の(三)欄 に掲 げる エレ ベーター の構 造詳 細図 を除 く。

(七)		(六)
備 避 雷 設		エ ス カ レ ー タ
第一 項の表三 (九) 及び 第六項の 表	第一 項の表三 (九) 及び 第六項の 表の(二)項 (三)欄に 掲げる図 書	
前 項の表に 掲げる 図書の うち昇 降機以 外の建 築	前 項の表に 掲げる 図書の うちエ スカレ ーターの 構造詳 細図	
		況、 綱 車又 は 巻胴 の 構造、 か この 構造 並 びに 安 全装 置の 位置 及び 造

掲げる図書及び前項第一号ロ(4)に掲げる書類	うち令第三百三十六条の二の十一第二号の(十)に掲げる規定が適用される避雷設備に係る図書(各階平面図を除く。)		

3|

第一項の表一の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の申請書に添える場合においては、同項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第一項の申請書に添えることを要しない。

4|

特定行政庁は、申請に係る建築設備が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

5|

前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築設備の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

の(十三)項(3)欄に掲げる図書	設備の構造詳細図(避雷設備に係るものに限る。)		

一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書（第一面が別記第九号様式によるものをいう。次号において同じ。）及びその添付図書

二 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）

6 前条第一項、第六項又は第七項の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条第四項又は第十三項の規定による交付について準用する。

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式（昇降機用））による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 次の表一の各項に掲げる図書

ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる工作物	当該各項の(3)欄に掲げる図書
(2) 次の表三の各項の(イ)欄に掲げる工作物	当該各項の(3)欄に掲げる書類

二 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し

【 改正後の表一から表三まで…別紙参照】

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第四号様式（昇降機用））による正本及び副本に、それぞれ、次の表一に掲げる図書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、第一条の三第八項の表の昇降機の項に掲げる図書）を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、次の表二の(イ)欄各項に該当する工作物についてはそれぞれ同表の(3)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

一

- 表一 平面図等の基本的な図書
 表二 工作物の種類に応じて各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書
 表三 構造方法等の認定に係る認定書の写し

二

図書の種類	付近見取図	配置図	平面図又は横断面図	側面図又は縦断面図	構造詳細図	構造計算書
明示すべき事項	方位、道路及び目標となる地物	縮尺、方位、敷地境界線及び申請に係る工作物の位置	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法	応力算定及び断面算定（遊戯施設fにあつては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分）以下この表及び表二の(三)項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分（以下この表及び表二の(三)項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの及び屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）

		(-)	
		(い)	
		乗用エ レベ ーター で 観光の ための もの	
		かご及びかごを支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の四第一項第二号の規定に適合したものと するもの	
		屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの	
		制御器の構造を令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の八第二項の認定を受けたものと	
		かご及び主要な支持部分の構造を令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の四第一項第二号の認定を受けたものと するもの	
		令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の四第一項第二号の認定に係る認定書の写し	
		令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書	
		令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の八第二項の認定に係る認定書の写し	
		令第四百四十三条の規定により準用される令第四百二十九条の四第一項第二号のエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書	(3)

		(二)	
		エスカ レータ ーで観 光のた めのも の	
制動装置の構造を令第百	踏段及び主要な支持部分 の構造を令第百四十三 条において準用する令第 百二十九条の十二第二 項において準用する令第 百二十九条の四第一項 第三号の認定を受けた ものとする	踏段及び踏段を支え、 又はつる構造上主要な 部分（以下この項にお いて「主要な支持部分 」という。）の構造を 令第百四十三条の規定 において準用する令第 百二十九条の十二第二 項において準用する令 第百二十九条の四第 一項第二号の規定に 適合したものとする もの	制動装置の構造を令第 百四十三条において準 用する令第百二十九 条の十第二項の認定 を受けたものとする もの
令第百四十三条において	令第百四十三条におい て準用する令第百二十九 条の十二第二項におい て準用する令第百二十九 条の四第一項第三号の 認定に係る認定書の 写し	令第百四十三条におい て準用する令第百二十九 条の十二第二項におい て準用する令第百二十九 条の四第一項第二号の エスカレーター強度 検証法により検証を した際の計算書	令第百四十三条におい て準用する令第百二十九 条の十第二項の認定 に係る認定書の写し

					(三)	
					遊 設 遊 戲 施 設	
四十三条において準用する令第二百二十九条の第十二項の認定を受けたものとするもの	客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分の構造を令第四百四十四条第二号において準用する令第二百二十九条の第四第一項第三号の認定を受けたものとするもの	客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分の構造を令第四百四十四条第二号において準用する令第二百二十九条の第四第一項第三号の認定を受けたものとするもの	客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分の構造を令第四百四十四条第二号において準用する令第二百二十九条の第四第一項第三号の認定に係る認定書の写し	客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分の構造を令第四百四十四条第二号において準用する令第二百二十九条の第四第一項第三号の認定に係る認定書の写し	令第四百四十四条第二号において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し	準用する令第二百二十九条の第十二項の認定に係る認定書の写し
非常止め装置の構造を令第四百四十四条第六号の認定を受けたものとするもの	令第四百四十四条第六号の認定に係る認定書の写し	令第四百四十四条第六号の認定に係る認定書の写し	令第四百四十四条第六号の認定に係る認定書の写し	令第四百四十四条第六号の認定に係る認定書の写し		

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
 一 別記第十一号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）
 イ 次の表の各項に掲げる図書
 ロ 申請に係る工作物が、法第八十八条第二項の規定により第一条の三第一項の表二の(二)項、(三)項又は(三)項の(イ)欄に掲げる規定が準用される工作物である場合にあつては、それぞれ当該各項の(3)欄に掲げる図書
 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
 三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状
 四 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第十一号様式による正本及び副本に、それぞれ、次の表に掲げる図書を添えたもの並びに別記第十二号様式による築造計画概要書とする。

(四) 指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならぬ工作物で、法第八十八条第一項において準用する法第三十七条第二号の認定を受けたものを用いるもの	の
	法第八十八条第一項において準用する法第三十七条第二号の認定に係る認定書の写し

配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第百三十八条第三項第二号八から手までに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
平面図又は横断面図	縮尺
	主要部分の寸法
側面図又は縦断面図	縮尺
	工作物の高さ 主要部分の寸法

3

工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつ

配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第百三十八条第三項第二号八から手までに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
	縮尺及び主要部分の寸法
平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法

3

工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一条の三第一項から第六項までに規定する図書及び書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに第一項の表一に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を第一条の三第一項の付近見取図又は配置図に明示した場合においては、付近見取図又は配置図を除く。）又は第一条の三第八項の表

ては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）
イ 第一条の三第一項から第四項までに規定する図書及び書類
ロ 別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号
様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事
項を記載した書類

ハ 第一項第一号イに掲げる図書（付近見取図又は配置図に明
示すべき事項を第一条の三第一項の付近見取図又は配置図に
明示した場合においては、付近見取図又は配置図を除く。）

ニ 申請に係る工作物が第一項第一号ロ(1)及び(2)に掲げる工
物である場合にあつては、それぞれ当該(1)又は(2)に定める図
書及び書類

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、委任状

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築
士免許証の写し

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全
性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工作物
の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定め
るところによるものとする。

一 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第
二号に掲げる工作物 法第八十八条第一項において準用する法
第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の認定書の写しを添
えたものにあつては、次の表の(1)欄に掲げる工作物の区分に応
じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要

の昇降機の項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式に
よる建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、第一項
の表二の(1)欄各項に該当する工作物については同表の(3)欄の当該
各項に掲げる図書を添えたものとする。この場合においては、当
該正本に工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において
準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建
築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならぬ

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二
号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第
六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条に
おいて「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認
の申請書にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の
各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによ
るものとする。

一 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第
二号に掲げる工作物に係る確認の申請書 法第八十八条第一項
において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式
の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(1)欄に掲げ
る工作物の区分に応じ、(3)欄に掲げる図書についてはこれを添

しない。

二 法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の二十第一項に規定する「認証型式部材等」(この号において単に「認証型式部材等」という。)を有する工作物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の(ウ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(イ)	令第四百四十四條の二の表の(-)項に掲げる工作物の部分	(イ) 第一項の表に掲げる図書のうち構造計算書(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)、同項の表の(五)項の(ウ)欄に掲げる図書のうちエレベーター強度に	(ハ) 第一項の表に掲げる図書のうち構造詳細図(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)	(ニ) 第一項の表に掲げる図書のうち	(ホ) 昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の
物	(イ)		検査法により検証した際の計算書並びに同項の表の(一)項の(ウ)欄及び(二)項の(ウ)欄に掲げる図書		第一項の表に掲げる図書のうち	昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の
又	(イ)	側面図	第一項の表に掲げる図書のうち	第一項の表に掲げる図書のうち	第一項の表に掲げる図書のうち	昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の
又は縦	(イ)	側面図	第一項の表に掲げる図書のうち	第一項の表に掲げる図書のうち	第一項の表に掲げる図書のうち	昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の

えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する工作物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、(ウ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、(ニ)欄に掲げる図書については(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(イ)	令第四百四十四條の二の表の(-)項に掲げる工作物の部分	(イ) 第一項の表に掲げる図書のうち構造計算書(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)、同項の表の(五)項の(ウ)欄に掲げる図書のうちエレベーター強度に	(ハ) 第一項の表に掲げる図書のうち構造詳細図(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)	(ニ) 第一項の表に掲げる図書のうち	(ホ) 昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の
物	(イ)		準用する令第四百二十九條の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。及び第一項の表の(ウ)項の(ウ)欄に掲げる図書		第一項の表に掲げる図書のうち	昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の
又	(イ)	側面図	第一項の表に掲げる図書のうち	第一項の表に掲げる図書のうち	第一項の表に掲げる図書のうち	昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の
又は縦	(イ)	側面図	第一項の表に掲げる図書のうち	第一項の表に掲げる図書のうち	第一項の表に掲げる図書のうち	昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の

(三)	(二)		
令第四百四十四	令第四百四十四	第一項の表一に掲げる図書のうち構	第一項の表一に掲げる図書のうち構
第一項の表一に掲げる図書のうち構	第一項の表一に掲げる図書のうち構	第一項の表一に掲げる図書のうち構	第一項の表一に掲げる図書のうち構
第一項の表一	第一項の表一	第一項の表一	第一項の表一
第一項の表一	第一項の表一	第一項の表一	第一項の表一
遊戯施設のかご等	遊戯施設のかご等	遊戯施設のかご等	遊戯施設のかご等

(三)	(二)		
令第四百四十四	令第四百四十四	第一項の表一に掲げる図書のうち構	第一項の表一に掲げる図書のうち構
第一項の表一に掲げる図書のうち構	第一項の表一に掲げる図書のうち構	第一項の表一に掲げる図書のうち構	第一項の表一に掲げる図書のうち構
第一項の表一	第一項の表一	第一項の表一	第一項の表一
第一項の表一	第一項の表一	第一項の表一	第一項の表一
遊戯施設のかご等	遊戯施設のかご等	遊戯施設のかご等	遊戯施設のかご等

条の二 の表の (三)項に 掲げる 工作物 の部分 を有す る工作 物	造計算書、同項の 表二の(六)項の(三)欄 に掲げる図書のうち 遊戯施設強度検 査遊戯施設強度検 証法により検証し た際の計算書並び に同項の表三の(三) 項の(三)欄及び(七)項 の(三)欄に掲げる図 書	図書のうち 構造詳細図 (遊戯施設 のうち、か ご、車両そ の他人を乗 せる部分及 びこれを支 え、又は吊 る構造上主 要な部分並 びに非常止 め装置の部 分(以下こ の項におい て「かご等 」という。 に係るも のに限る。)	に掲げ る図書 のうち 平面図 又は横 断面図	の主要部 分の材料 の種別及 び寸法
---	---	---	--	-----------------------------

5 申請に係る工作物が都市計画法第四条第十一项に規定する特定
 工作物である場合においては、第一項から第三項までの規定に定
 めるもののほか、その計画が同法第二十九条第一項若しくは第二
 項、第三十五条の二第一項、第四十二条又は第四十三条第一項の
 規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければな
 らない。

条の二 の表の (三)項に 掲げる 工作物 の部分 を有す る工作 物	造計算書、同項の 表二の(三)項(三)欄に 掲げる図書及び(七)項 の(三)欄に掲げる図書	図書のうち 構造詳細図 (遊戯施設 のうち、か ご、車両そ の他人を乗 せる部分及 びこれを支 え、又はつ る構造上主 要な部分及 び非常止め 装置の部分 (以下この 項において 「かご等 」という。 に係るも のに限る。)	に掲げ る図書 のうち 平面図 又は横 断面図	の主要部 分の材料 の種別及 び寸法
---	--	--	--	-----------------------------

5 申請に係る工作物が都市計画法第四条第十一项に規定する特定
 工作物である場合においては、次の各号のいずれかに該当する場
 合を除き、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、そ
 の計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五
 条の二第一項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合し
 ていることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る工作物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模
 様替である場合

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについて確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

（削る。）

7 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書（第一項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十三号様式に、第二項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十四号様式によるもの。次号において同じ。）及びその添付図書

二 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前各項に規定する申請書及びその添付図書並び

二 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項並びに第四十二条の規定に関しては、申請に係る工作物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該工作物の工事種別が既存の工作物の敷地内における増築、改築又は移転である場合

三 前二号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合
6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項の規定に基づく条例（法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについて確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

7 申請に係る工作物の工事計画が建築士の設計した設計図書によるものである場合においては、特定行政庁は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、規則で、第一項の表一に掲げる構造詳細図及び構造計算書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

8 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書（第一項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十三号様式に、第二項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十四号様式によるもの。次号において同じ。）及びその添付図書

二 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前各項に規定する申請書及びその添付図書並び

8 | 当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）
第二条第一項、第六項又は第七項の規定は、法第八十八条第一
項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第十三項の規
定による交付について準用する。

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用す
る場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲
げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係
る変更（第九号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては
、この限りでない。

一～七（略）

八 | 第一条の三第一項の表一の各階平面図及び二面以上の断面図
並びに同項の表二の(3)欄の各階平面図、二面以上の断面図、基
礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び二面以上の軸組図における
間仕切壁（主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く
。）の変更

九 | 別記第二号様式による申請書の第四面の第十一欄から第十三
欄までに記載すべき事項並びに第一条の三第一項の表一の各階
平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各
階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図並びに同項の表二の(3)欄の
各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図
、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、使用建築材料表及び室
内仕上げ表における材料又は構造（前号の間仕切壁を含む。）
において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に
掲げる材料又は構造とする変更

（表 略）

十 | 第一条の三第四項の表一の(3)欄の配置図における井戸又は浄

9 | 当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）
工物に関する確認済証等の交付については、前条の規定を準
用する。

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用す
る場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲
げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係
る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては
、この限りでない。

一～七（略）

八 | 第一条の三第一項の表一の(1)項の配置図において明示すべき
井戸又は屎尿浄化槽若しくは合併処理浄化槽の位置の変更

九 | 第一条の三第一項の表一の(1)項の各階平面図及び同表の(3)項
の二面以上の断面図において明示すべき間仕切壁（主要構造部
であるもの及び防火上主要なものを除く。）の変更

十 | 別記第二号様式による申請書の第四面の第十一欄から第十三欄
までに記載すべき事項、第一条の三第一項の表一の(1)項の各階
平面図、同表の(3)項の二面以上の立面図及び二面以上の断面図
、同表の(1)項の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細
図並びに同表の(1)項の使用建築材料表及び(1)項の室内仕上げ表
における材料又は構造（前号の間仕切壁を含む。）において、
次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料
又は構造とする変更

（表 略）

化槽の位置の変更

十一・十二（略）

2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、第一条の三第四項の表一の(七)項の昇降機の構造詳細図並びに

に同表の(十)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするものとする。

3・4（略）

（指定確認検査機関に対する確認の申請）

第三条の三 第一条の三(第七項及び第九項を除く。)の規定は、法第六条の二第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第一条の三第八項第一号中「建築主事」とあるのは、「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2| 第二条の二(第四項及び第六項を除く。)の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第五項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3| 第三条(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第七項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」

十一・十二（略）

2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、第一条の三第八項の表の昇降機の項の構造詳細図及び同表の昇降機以外の建築設備の項の構造詳細図における構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするものとする。

3・4（略）

（新設）

と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 | 第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の申請書に添えるべき図書を定めた場合にあつては、前各項の規定による確認の申請書に当該図書を添えるものとする。

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通及びその添付書類を添えて行わなければならない。

2 | 法第六条の二第九項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の様式による通知書に前項に規定する図書を添えて行う。
- 二 申請に係る建築物の計画が申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の三様式による通知書により行う。

3 | 前二項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織（指

（指定確認検査機関が交付する確認済証の様式）

第三条の三 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する図書（確認に要したものに限る。）を添えて行わなければならない。

2 | 前項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織（指

指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四条の二十九（第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。）及び第十一条の二の二を除き、以下同じ。）の使用又は磁気ディスク等の交付によることができ

4 第二条第二項の規定は法第六条の二第三項の規定により構造計算適合性判定を求める場合に、第二条第三項の規定は法第六条の二第六項の国土交通省令で定める場合について、それぞれ準用する。

（確認審査報告書）

第三条の五 法第六条の二第十項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第六条の二第一項の確認済証又は同条第九項の通知書の交付の日から七日以内とする。

2 法第六条の二第十項に規定する確認審査報告書は、別記第十六号様式による。

3 法第六条の二第十項の国土交通省令で定める書類（法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次の各号に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第二号様式の第四面及び第五面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

ロ 建築設備 別記第八号様式の第二面による書類

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 別記第十号様式（

指定確認検査機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四条の二十九（第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。）及び第十一条の二の二を除き、以下同じ。）の使用又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）の交付によることができる。

（指定確認検査機関による確認の報告）

第三条の四 法第六条の二第一項の確認済証の交付をした指定確認検査機関は、当該確認を行った日から七日以内に、別記第十六号様式による報告書に、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添え、特定行政庁に報告しなければならない。

一 建築物 別記第三号様式による建築計画概要書

二 建築設備 別記第四号様式の第二面による書類

三 工作物 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては別

令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第八号様式（昇降機用）の第二面による書類

二 法第八十八条第二項に規定する工作物 別記第十二号様式による築造計画概要書

二 法第十八条の三第一項に規定する確認審査等に関する指針（以下単に「確認審査等に関する指針」という。）に従つて法第六条の二第一項の規定による確認のための審査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

三 法第六条の二第五項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の写し

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

（適合しないと認める旨の通知書の様式）

第三条の六 法第六条の二第十一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第十七号様式及び別記第十八号様式による。

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一～四（略）

五 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る

記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては別記第四号様式（昇降機）の第二面による書類又は法第八十八条第二項に規定する工作物にあつては別記第十二号様式による築造計画概要書

2 前項各号に定める書類については、当該書類の提出に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクの提出その他の特定行政庁が定める方法によることができる。

（適合しないと認める旨の通知書の様式）

第三条の五 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第十七号様式及び別記第十八号様式による。

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一～四（略）

計画について第三条の二に該当する軽微な変更が生じた場合に
あつては、当該変更の内容を記載した書類

六 (略)

七 代理人によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

八 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は
中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつ
たときは、建築士免許証の写し

2 法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直
前の確認を申請した建築主事に対して行う場合の完了検査申請書
にあつては、前項第一号に掲げる書類の添付を要しない。

(用途変更に関する工事完了届の様式等)

第四条の二 (略)

2 前項の規定による届出は、法第八十七条第一項において準用す
る法第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に
建築主事に到達するように、しなければならぬ。ただし、届出
をしなかつたことについて災害その他の事由によるやむを得ない
理由があるときは、この限りでない。

(検査済証を交付できない旨の通知)

第四条の三の二 法第七条第四項に規定する建築主事等は、同項(

法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項におい
て準用する場合を含む。)の規定による検査をした場合において
、検査済証を交付できないと認めたときは、当該建築主に対して
、その旨及びその理由を通知しなければならない。

2 前項の規定による交付できない旨及びその理由の通知は、別記
第二十号の様式による。

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第二項(法第八十

五 (略)

2 法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の確
認を申請した建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつ
ては、前項第一号に掲げる書類の添付を要しない。

(用途変更に関する工事完了届の様式)

第四条の二 (略)

(新設)

(新設)

七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。

（検査済証を交付できない旨の通知）

第四条の五の二 指定確認検査機関は、法第七条の二第一項の規定による検査をした場合において、検査済証を交付できないと認めたときは、当該建築主に対して、その旨及びその理由を通知しなければならぬ。

2 前項の規定による交付できない旨及びその理由の通知は、別記第二十三号の様式による。

（完了検査報告書）

第四条の七 法第七条の二第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第七条の二第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の検査済証の交付の日又は第四条の五の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

2 法第七条の二第六項に規定する完了検査報告書は、別記第二十五号様式による。

3 法第七条の二第六項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 別記第十九号様式の第二面から第四面までによる書類

二 確認審査等に関する指針に従つて法第七条の二第一項の規定による検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電

（新設）

（指定確認検査機関による完了検査の結果の報告）

第四条の七 指定確認検査機関は、法第七条の二第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第七条の二第一項の検査を行ったときは、当該検査を行った日から七日以内に、別記第二十五号様式による報告書により、特定行政庁に報告しなければならない。

子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。)は、別記第二十六号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一～三 (略)

四 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第三条の二に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類

五 (略)

六 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

七 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、建築士免許証の写し

2 法第七条の三第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる書類の添付を要しない。

(特定工程の指定に関する事項)

第四条の十一 特定行政庁は、法第七条の三第一項第二号及び第六項(これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定しようとする場合においては、当該指定をしようとする特定工程に係る中間検査を開始する日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第二項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。)は、別記第二十六号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一～三 (略)

四 (略)

2 法第七条の三第二項の規定による申請を当該申請に係る建築物の確認を申請した建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる書類の添付を要しない。

(特定工程の指定に関する事項)

第四条の十一 特定行政庁は、法第七条の三第一項及び第六項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定しようとする場合においては、当該指定をしようとする特定工程に係る中間検査を開始する日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 中間検査を行う区域を限る場合にあつては、当該区域
- 二 中間検査を行う期間を限る場合にあつては、当該期間
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模を限る場合にあつては、当該構造、用途又は規模
- 四 六（略）

（指定確認検査機関に対する中間検査の申請）

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。

（中間検査合格証を交付できない旨の通知）

第四条の十二の二 指定確認検査機関は、法第七条の四第一項の規定による検査をした場合において、中間検査合格証を交付できないと認めたときは、当該建築主に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

2 前項の規定による交付できない旨及びその理由の通知は、別記第三十号の二様式による。

（中間検査報告書）

第四条の十四 法第七条の四第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第七条の四第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の中間検査合格証の交付の日又は第四条の十二の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

2 法第七条の四第六項に規定する中間検査報告書は、別記第三十号様式による。

3 法第七条の四第六項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げ

- 一 中間検査を行う区域
- 二 中間検査を行う期間
- 三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
- 四 六（略）

（新設）

（新設）

（指定確認検査機関による中間検査の結果の報告）

第四条の十四 指定確認検査機関は、法第七条の四第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第七条の四第一項の検査を行ったときは、当該検査を行った日から七日以内に、別記第三十二号様式による報告書により、特定行政庁に報告しなければならない。

る書類とする。

一 別記第二十六号様式の第二面から第四面までによる書類

二 確認審査等に関する指針に従つて法第七条の四第一項の規定による検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

(建築物に関する検査の特例)

第四条の十五 法第七条の五に規定する建築物の建築の工事であることの確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条又は法第七条の三の規定を適用する場合 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二又は法第七条の四の規定を適用する場合 第四条の四の二において準用する第四条第一項第一号に規定する図書並びに同項第二号及び第三号に規定する写真並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に規定する図書並びに同項第二号及び第三号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

(違反建築物の設計者等の通知)

第四条の十九 (略)

2 法第九条の三第一項の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法、建設業法(昭和二十四年法律第百号)、浄化

(建築物に関する検査の特例)

第四条の十五 法第七条の五に規定する建築物の建築の工事であることの確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条又は法第七条の三の規定を適用する場合 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第四項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二又は法第七条の四の規定を適用する場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書並びに同号ロ及びハに規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

(違反建築物の設計者等の通知)

第四条の十九 (略)

2 法第九条の三第一項の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)、建設業法(

槽法又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）による免許、許可、認定又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。

3 （略）

（国の機関の長等による建築物の点検）

第五条の二（略）

2 法第十八条第十六項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第六条の二（略）

2 法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三 法第十二条第七項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならぬ。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式による建築計画概要書（第三面を除く。）

、別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書、

別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項及び第十一条の四第一項第五号において、処

昭和二十四年法律第百号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）による免許、許可、認定又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。

3 （略）

（国の機関の長等による建築物の点検）

第五条の二（略）

2 法第十八条第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第六条の二（略）

2 法第十八条第七項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三 法第十二条第七項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならぬ。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式による建築計画概要書（第三面を除く。）

、別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書、

別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項において、処分概要書」という。）及び別記第

分等概要書」という。）及び別記第六十七号の四様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項

ロ 第一条の三の申請書及び第八条の二第一項において準用する第一条の三の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第八号様式による申請書の第二面、別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るものを除く。）、別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書及び処分等概要書並びに別記第四十二号の七様式による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ 第二条の二の申請書及び第八条の二第六項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用））による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ 法第八十八条第二項に規定する工作物にあつては、別記第十一号様式による申請書の第二面及び別記第四十二号の十一様式による通知書の第二面に記載すべき事項

ハ 別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（

第六十七号の四様式による全体計画概要書に記載すべき事項

ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第四号様式による申請書の第二面並びに別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るものを除く。）及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書並びに処分概要書に記載すべき事項

ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三 工作物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては別記第四号様式（昇降機））又は法第八十八条第二項に規定する工作物にあつては別記第十一号様式による申請書の第二面、別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るものに限る。）及び処分概要書に記載すべき事項

法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るものに限る。

）及び処分等概要書に記載すべき事項

- 二 第三条の申請書及び第八条の二第七項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2 | 法第十二条第七項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第一条の三（第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書を除く。）
 - 二 第二条の二（第八条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類
 - 三 第三条（第八条の二第七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書及び別記第十二号様式による築造計画概要書を除く。）
 - 四 第四条第一項（第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類
 - 五 第四条の二第一項（第八条の二第九項において準用する場合を含む。）に規定する書類
 - 六 第四条の八第一項（第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類
 - 七 第五条第二項に規定する書類
 - 八 第六条第二項に規定する書類
- 3 | 第一項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十二条第七項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。

- ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2 | 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十二条第七項に規定する台帳への記載に代えることができる。

4 | 法第十二条第七項に規定する台帳（第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5 | 第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 | 第二項第一号から第六号までの図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間

二 | 第二項第七号及び第八号の書類 特定行政庁が定める期間
6 | （略）

（身分証明書の様式）

第七条 法第十三条第一項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によつて建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第三十八号様式による。

（国の機関の長等による建築主事に対する通知等）

第八条の二 第一条の三の規定は、法第十八条第二項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

2 | 第二条第一項及び第五項から第七項までの規定は、法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付並びに法第十八条第十一項及び第十二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項

3 | 法第十二条第七項に規定する台帳（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

4 | （略）

（身分証明書の様式）

第七条 法第十三条第一項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によつて建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員の携帯する身分証明書の様式は、別記第三十八号様式による。

（国の機関の長等に対して交付する中間検査合格証の様式）

第八条の二 法第十八条第十項の規定による国の機関の長等に対して交付する中間検査合格証の様式は、別記第四十二号様式による。

- 若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知書の交付について準用する。
- 3| 第二条第二項の規定は、法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定の求めについて準用する。
- 4| 第二条第三項の規定は、法第十八条第八項の国土交通省令で定める場合について準用する。
- 5| 第二条第四項の規定は、法第十八条第十一項の国土交通省令で定める場合について準用する。
- 6| 第二条の二(第六項を除く。)の規定は、法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による通知について準用する。
- 7| 第三条(第八項を除く。)の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の規定による通知について準用する。
- 8| 第四条の規定は、法第十八条第十四項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。
- 9| 第四条の二の規定は、法第八十七条第一項において準用する法第八十八条第十四項の規定による通知について準用する。
- 10| 第四条の三の二の規定は、法第十八条第十五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査をした場合について準用する。
- 11| 第四条の四の規定は、法第十八条第十六項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付について準用する。
- 12| 第四条の八の規定は、法第十八条第十七項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。
- 13| 第四条の九の規定は、法第十八条第十八項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定

による検査をした場合について準用する。

14 第四条の十の規定は、法第十八条第十九項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付について準用する。

15 第四条の十六の規定は、法第十八条第二十二項第一号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認について準用する。

16 前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号並びに第三条第三項第一号	別記第二号様式	別記第四十二号様式
第一条の三第八項第一号	別記第四号様式	別記第四十二号の二様式
第二条第一項	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式
第二条第五項	別記第五号の二様式	別記第四十二号の四様式
第二条第六項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式

第二条第七項	別記第七号様式	別記第四十二号の六様式
第一条の三第四項第一号口、第二条の二第一項第一号並びに第三条第一項第一号及び第三項第一号口	別記第八号様式	別記第四十二号の七様式
第二条の二第五項第一号	別記第九号様式	別記第四十二号の八様式
第三条第一項第一号及び第三項第一号口	別記第十号様式	別記第四十二号の九様式
第三条第二項第一号	別記第十一号様式	別記第四十二号の十様式
第三条第七項第一号	別記第十三号様式	別記第四十二号の十一様式
第四条第一項	別記第十四号様式	別記第四十二号の十二様式
	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式
第四条の二第一項	別記第二十号様式	別記第四十二号の十四様式

第四条の三の二第二項	別記第二十号の様式	別記第四十二号の十五様式
第四条の四	別記第二十一号様式	別記第四十二号の十六様式
第四条の八第一項	別記第二十六号様式	別記第四十二号の十七様式
第四条の九第二項	別記第二十七号様式	別記第四十二号の十八様式
第四条の十	別記第二十八号様式	別記第四十二号の十九様式
第四条の十六第一項	別記第三十三号様式	別記第四十二号の二十様式
第四条の十六第三項	別記第三十四号様式	別記第四十二号の二十一様式
第四条の十六第四項	別記第三十五号様式	別記第四十二号の二十二様式
	別記第三十六号様式	別記第四十二号の二十三様式

(指定道路等の公告及び通知)

第十条 特定行政庁は、法第四十二条第一項第四号若しくは第五号

(道の位置の指定の公告及び通知)

第十条 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した

、第二項若しくは第四項又は法第六十八条の七第一項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類

二 指定の年月日

三 指定道路の位置

四 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第四十二条第三項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

一 水平距離指定の年月日

二 水平距離指定に係る道路の部分の位置

三 水平距離指定に係る道路の部分の延長

四 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（指定道路図及び指定道路調書）

第十条の二 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第十一条の四第一項第七号において「指定道路図」という。）及び調書（以下この条及び第十一条の四第一項第八号において「指定道路調書」という。）を作成し、これらを保存しなければならない。

2 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上の平面図に記載して作成するものとする。この場合において、できる限り一葉の図面に表示するものとする。

場合においては、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

（新設）

3 指定道路調査は、指定道路ごとに作成するものとする。

4 指定道路調査には、少なくとも前条第一項各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記第四十二号の二十四様式とする。

5 特定行政庁は、第九条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、申請者の氏名を指定道路調査に記載するものとする。

6 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に、前条第二項各号に掲げる事項を指定道路調査に記載するものとする。

7 指定道路図又は指定道路調査に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調査への記載に代えることができる。

(敷地と道路との関係の特例の基準)
第十条の二 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)
第十条の四 (略)

2~4 (略)
5 第二項及び第三項の規定は、工作物許可関係規定の許可に関する通知について準用する。

(指定の取消しに係る公告の方法)
第十条の四の八 第十条の四の六の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による公告について準用する。

(型式部材等)

(敷地と道路との関係の特例の基準)
第十条の二 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)
第十条の四 (略)

2~4 (略)

5 工作物許可関係規定の許可に関する通知については、第二項及び第三項の規定を準用する。

(指定の取消しに係る公告の方法)
第十条の四の八 法第五十七条の三第三項の規定による公告については、第十条の四の六の規定を準用する。

(型式部材等)

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 令第三百三十六条の二の十一第二号の表の各項に掲げる建築物の部分又は令第四百四十四条の二の表の各項に掲げる工作物の部分で、当該建築物の部分又は工作物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、据付工事に係る工程以外の工程が工場において行われるもの

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十六 法第六十八条の二十第二項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第十五項若しくは第十八項の規定による検査 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 第四条の四の二において準用する第四条第一項第一号に規定する図書並びに同項第二号及び第三号に規定する写真並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に規定する図書並びに同項第二号及び第三号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

（処分の公告）

第十条の十五の二 法第七十七条の六十二第三項の規定による公告

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 令第三百三十六条の二の十一第二号の表の各項に掲げる建築物の部分又は令第四百四十四条の二の表の各項に掲げる工作物の部分で、当該工作物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、据付工事に係る工程以外の工程が工場において行われるもの

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十六 法第六十八条の二十第二項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第六項若しくは第九項の規定による検査 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書並びに同号ロ及びハに規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

（新設）

図書、同表の(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ホ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ハ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ト)項に掲げる日影図と、同表の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は断面図は、同表の(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ホ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(ハ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

配置図	縮尺及び方位 申請区域の境界線	申請区域内の建築物の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造並びに申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別（法第八十六条第一項又は第三項の規定による認定又は許可（一の建築物の建築に係るものに限る。）	(イ)	図書の種類	明示すべき事項
			付近見取図	方位、道路及び目標となる地物 法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請に係る土地の区域（以下「申請区域」という。）	

配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内の建築物の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造、申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別（法第八十六条第一項又は第三項の規定による認定又は許可（一の建築物の建築に係るものに限る。）の申請をする場合を除く。）	申請区域内の建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、申請区域内の	(イ)	図書の種類	明示すべき事項
			付近見取図	方位、道路及び目標となる地物並びに法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請に係る土地の区域（以下「申請区域」という。）	

二面以上の立 面図	縮尺	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における延焼のおそれのある部分の外壁の構造	各階平面図 縮尺及び方位 外壁の開口部の位置及び構造	申請区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員	申請区域の接する道路の位置、幅員及び種類	土地の高低	申請区域内の建築物の各部分の高さ	申請区域の接する道路の位置、幅員及び位置	申請区域内の建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置	申請をする場合を除く。

二面以上の立 面図	縮尺、開口部の位置及び構造並びに申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	各階平面図 縮尺、方位、外壁の開口部の位置及び構造並びに申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における延焼のおそれのある部分の外壁の構造	建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置及び幅員並びに申請区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員

(は)	(に)
特定道路の配置図	道路高さ制限適合建築物の配置図
道路に接して有効な部分の面積及び位置 申請区域内における工作物の位置 申請区域の接する道路の位置 令第三百三十五条の十六第三項の表(イ)欄各項に掲げる地域の境界線 申請区域の境界線	縮尺 申請区域の境界線 申請区域内における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置 申請区域内における擁壁の位置 土地の高低

(は)	(に)
道路の配置図	道路高さ制限適合建築物の配置図
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域の接する前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第九項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から申請区域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における道路高さ制限適合建築物の位置、申請区域における擁壁の位置、土地の高低、申請区域内の道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置及び幅員、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第三百三十五条の九の規定により定める位置並びに申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の道路高さ制限適合建築物について当該位

<p>道路高さ制限 適合建築物の</p>	
<p>縮尺</p>	<p>申請区域の接する道路の位置、幅員及び種類</p> <p>申請区域の接する前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p> <p>申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の申請区域の接する前面道路の境界線からの後退距離</p> <p>道路制限勾配<small>まど</small>が異なる地域等の境界線</p> <p>令第三百三十二条又は令第三百三十四条第二項に規定する区域の境界線</p> <p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第三百三十五条の九に規定する位置及び当該位置の間の距離</p> <p>申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の道路高さ制限適合建築物について申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第三百三十五条の九に規定する位置ごとに算定した天空率</p>

置ごとに算定した天空率

道路高さ制限 近接点におけ	道路高さ制限 近接点におけ る水平投影位 置確認表	二面以上の立 面図
水平投影面	申請区域の接する前面道路の路面の中 心からの申請に係る建築物及び道路高 さ制限適合建築物の各部分の高さ 道路高さ制限近接点から申請に係る建 築物及び道路高さ制限適合建築物の各 部分までの水平距離、仰角及び方位角	申請区域の接する前面道路の路面の中 心の高さ 申請区域の接する前面道路の路面の中 心からの申請に係る建築物及び道路高 さ制限適合建築物の各部分の高さ 令第三百三十五条の二第二項の規定によ り特定行政庁が規則で定める高さ 申請区域内における擁壁の位置 土地の高低 申請区域内の建築物が一の敷地内にあ るものとみなされた場合における令第 百三十五条の九に規定する位置からの 申請に係る建築物及び道路高さ制限適 合建築物の各部分の高さ

		(ほ)	
<p>隣地高さ制限 適合建築物の 配置図</p>		<p>道路高さ制限 近接点におけ る天空率算定 表</p>	<p>る申請に係る 建築物及び道 路高さ制限適 合建築物の天 空図(天空図 の半径は十セ ンチメートル 以上とする。)</p>
<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあ び種類</p>	<p>申請区域の接する道路の位置、幅員及 び種類</p>	<p>土地の高低</p>	<p>申請区域内における擁壁の位置</p>
<p>申請区域内における申請に係る建築物 及び隣地高さ制限適合建築物の位置</p>	<p>申請区域の境界線</p>	<p>縮尺</p>	<p>天空率</p>
		<p>申請に係る建築物及び道路高さ制限適 合建築物の天空率を算定するための算 式</p>	

		(ほ)	
<p>隣地高さ制 限適合建築 物の配置図</p>			
<p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区 域内における隣地高さ制限適合建築物の 位置、申請区域内における擁壁の位置、 土地の高低、申請区域内の建築物が一の 敷地内にあるものとみなされた場合にお ける高低差区分区域の境界線、申請区域 内の隣地高さ制限適合建築物の各部分の 高さ、申請区域の接する道路の位置、申 請区域内の建築物が一の敷地内にあるも のとみなされた場合における令第百三十 五条の十の規定により定める位置並びに 申請区域内の申請に係る建築物及び申請 区域内の隣地高さ制限適合建築物につい て当該位置ごとに算定した天空率</p>			

隣地高さ制限

縮尺

るものとみなされた場合における地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ

法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離

令第三百三十五条の七第一項第二号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離

隣地制限勾配（トウ）が異なる地域等の境界線

申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における高低差区分区域の境界線

申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第三百三十五条の十に規定する位置及び当該位置の間の距離

申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第三百三十五条の十に規定する位置ごとに算定した天空率

<p>適合建築物の 二面以上の立 面図</p>	<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面</p>	<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>	<p>令第三百三十五条の三第二項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ</p>	<p>申請区域内における擁壁の位置</p>	<p>土地の高低</p>	<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における高低差区分区域の境界線</p>	<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第三百三十五条の十に規定する位置からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>	<p>隣地高さ制限 近接点におけ る水平投影位</p>	<p>申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>
---------------------------------	--	---	--	-----------------------	--------------	--	---	-------------------------------------	-------------------------------------

(ハ)			
北側高さ制限 適合建築物の 配置図		隣地高さ制限 近接点におけ る天空率算定 表	置確認表
申請区域内における申請に係る建築物 及び北側高さ制限適合建築物の位置	申請区域境界線	縮尺	隣地高さ制限近接点から申請に係る建 築物及び隣地高さ制限適合建築物の各 部分までの水平距離、仰角及び方位角
申請区域内における擁壁の位置		式	水平投影面
		天空率	隣地高さ制限適合建築物の天 空図(天空図 の半径は十七 センチメートル 以上とする。)

(ハ)			
北側高さ制 限適合建築 物の配置図			
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区 域内における北側高さ制限適合建築物の 位置、申請区域内における擁壁の位置、 土地の高低、申請区域内の建築物が一の 敷地内にあるものとみなされた場合にお ける高低差区分区域の境界線、申請区域 内の北側高さ制限適合建築物の各部分の 高さ、申請区域の接する道路の位置、申 請区域内の建築物が一の敷地内にあるも			

北側高さ制限 適合建築物の 二面以上の立	縮尺 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものときみなされた場合における令第百三十五条の十一に規定する位置ごとに算定した天空率	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものときみなされた場合における令第百三十五条の十一に規定する位置及び当該位置の間の距離	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものときみなされた場合における高低差区分区域の境界線	北側制限高さが異なる地域の境界線	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものときみなされた場合における地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ	申請区域の接する道路の位置、幅員及び種類	土地の高低
----------------------------	--	--	--	------------------	---	----------------------	-------

のときみなされた場合における令第百三十五条の十一の規定により定める位置並びに申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率

面図	るものとみなされた場合における地盤面						
北側高さ制限 近接点における水平投影位置 確認表	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十一に規定する位置からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の高さ	土地の高低	申請区域内における擁壁の位置	令第百三十五条の四第二項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ	北側高さ制限 近接点における水平投影位置	水平投影面
北側高さ制限近接点から申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角							

		(と)			
		配置図	付近見取図	表	る申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図(天空図の半径は十センチメートル以上とする。)
距離	申請区域内の建築物の各部分から真北方向の申請区域の境界線までの水平	幅員 申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び	軒の高さ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面の異なる区域の境界線	式 申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算	天空率

		(と)			
		日影図			
午前八時から一時間ごとに午後四時まで		縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における建築物の位置、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における法第五十六条の二第一項の水平面(以下この表において「水平面」という。)(上の申請区域の境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの線(以下この表において「測定線」という。)(申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による			

日影図									
縮尺及び方位									
申請区域の境界線									
法第五十六条の二第一項の対象区域の境界線									
法別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線									
高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線									
日影時間の異なる区域の境界線									
申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員									
申請区域内における建築物の位置									
申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ									
申請区域内の建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離									

(道の区域内にあつては午前九時から一時間ごとに午後三時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては午前九時から午後三時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線並びに申請区域内に建築する建築物で同項の規定による対象区域内にあるものが、当該申請区域内の他の建築物であつて同項の規定による対象区域内にあるものの居住の用に供する部分(その部分が、当該建築する建築物に係る法別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域に対応する同表(ハ)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面からの高さの部分)に生じさせる日影の形状及び等時間日影線

<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における測定線</p>	<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から三十分ごとに午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から三十分ごとに午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状</p>	<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間</p>	<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線</p>	<p>申請区域内に建築する建築物で法第五</p>
--	--	---	--	--------------------------

<p>十二条の二第一項の規定による対象区域内にあるものが、当該申請区域内の他の建築物であつて同項の規定による対象区域内にあるものの居住の用に供する部分（その部分が、当該建築する建築物に係る法別表第四(イ)欄の各に掲げる地域又は区域に対応する同表(ロ)欄の各に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面からの高さの部分）に生じさせる日影の形状及び等時間日影線</p>	<p>土地の高低</p> <p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式</p>	<p>二面以上の断面図</p> <p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面</p>	<p>申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ</p>
---	---	--	--

平均地盤面算定表	申請区域内の建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面を算定するための算式	隣地又はこれに連接する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面
----------	--	-----------------------------------

二〇四 (略)
二〇五 (略)

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の建築物について次の表の(3)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については(ハ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項

--	--	--

二〇四 (略)
二〇五 (略)

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の建築物について次の表の(3)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については(ハ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項

の規定による限度を超えるものである建築物については(イ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(チ)項に掲げる図書。ただし、(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、(三)項に掲げる道路に接して有効な部分の配置図、(ハ)項に掲げる特定道路の配置図、(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、(ロ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、(ヘ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は(ト)項に掲げる配置図若しくは日影図と、(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、(ロ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は(ハ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(イ)	図書の種類	配置図	明示すべき事項
		縮尺及び方位 取消対象区域の境界線 取消対象区域内の各建築物の敷地境界線及び位置	

の規定による限度を超えるものである建築物については(イ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(チ)項に掲げる図書。ただし、(イ)項、(ロ)項、(ニ)項、(ヘ)項、(ト)項又は(チ)項に掲げる図書は併せて作成することができる。

(イ)	図書の種類	配置図	明示すべき事項
		縮尺、方位、取消対象区域の境界線、取消対象区域内の建築物の敷地境界線及び位置、取消対象区域内の建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、取消対象区域内の建築物の各部分の高さ並びに取消対象区域内の建築物の敷地の接する道	

二面以上の立 面図	縮尺	開口部の位置及び構造	法第八十六条の五第二項の規定により 法第八十六条第一項若しくは第二項又 は法第八十六条の二第一項の規定によ る認定が取り消された場合における延 焼のおそれのある部分の外壁の構造	各階平面図	縮尺及び方位	外壁の開口部の位置及び構造	法第八十六条の五第二項の規定により 法第八十六条第一項若しくは第二項又 は法第八十六条の二第一項の規定によ る認定が取り消された場合における延 焼のおそれのある部分の外壁の構造	取消対象区域内の各建築物に附属する 自動車車庫の用途に供する工作物の築 造面積及び位置	土地の高低	取消対象区域内の各建築物の各部分の 高さ	取消対象区域内の各建築物の敷地の接 する道路の位置及び幅員

二面以上の 立面図	縮尺及び開口部の位置並びに法第八十六 条の五第二項の規定により法第八十六 条第一項若しくは第二項又は法第八十六 条の二第一項の規定による認定が取り消さ れた場合における延焼のおそれのある部 分の外壁及び軒裏の構造	各階平面図	縮尺、方位、外壁の開口部の位置及び構 造並びに法第八十六条の五第二項の規定 により法第八十六条第一項若しくは第二 項又は法第八十六条の二第一項の規定に よる認定が取り消された場合における延 焼のおそれのある部分の外壁の構造	(3)	路の位置及び幅員

(3)										
道路に接して有効な部分の配置図					地盤面算定表		二面以上の断面図			焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
敷地の接する道路の位置	敷地内における工作物の位置	置	道路に接して有効な部分の面積及び位置	空地の面積及び位置	敷地境界線	縮尺及び方位	地盤面を算定するための算式	高さ	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ	

(は)										
道路に接して有効な部分の配置図					二面以上の断面図		縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ			
敷地内における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置					縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条第八項第二号に規定する空地の面積、道路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置					

		(は)	(に)
		特定道路の配置図	道路高さ制限適合建築物の配置図
令第百三十五条の十六第三項の表(イ)欄 各項に掲げる地域の境界線	敷地境界線	前面道路及び当該前面道路が接続する 特定道路の位置及び幅員	当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長
縮尺	敷地境界線		
敷地内における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置	擁壁の位置		
土地の高低	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		
前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ	申請に係る建築物及び道路高さ制限適		

		(に)	(は)
		道路の配置図	道路高さ制限適合建築物の配置図
縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び当該前面道路が接続する法第五十二条第九項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における道路高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員、令第百三十五条の九の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率		

道路高さ制限 適合建築物の 二面以上の立 面図		合建築物の前面道路の境界線からの後 退距離						
		道路制限勾配 <small>（じゅう）</small> が異なる地域等の境界線 令第三百三十二条又は第三百三十四条第二 項に規定する区域の境界線 令第三百三十五条の九に規定する位置及 び当該位置の間の距離 申請に係る建築物及び道路高さ制限適 合建築物について令第三百三十五条の九 に規定する位置ごとに算定した天空率						
縮尺		前面道路の路面の中心の高さ						
前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ		令第三百三十五条の二第二項の規定により特定行政庁が規則で定める高さ						
擁壁の位置								
土地の高低								

(ほ)			
隣地高さ制限	道路高さ制限 近接点における 天空率算定 表	道路高さ制限 近接点における 申請に係る 建築物及び道 路高さ制限適 合建築物の天 空図(天空図 の半径は十セ ンチメートル 以上とする。)	道路高さ制限 近接点における 申請に係る 建築物及び道 路高さ制限適 合建築物の天 空図(天空図 の半径は十セ ンチメートル 以上とする。)
縮尺	申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式	天空率	水平投影面 道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角
			令第百三十五条の九に規定する位置からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ 前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ

(ハ)	
隣地高さ制	
縮尺、方位、敷地境界線、敷地内におけ	

適合建築物の
配置図

敷地境界線	敷地内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置	擁壁の位置	土地の高低	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ	法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離	令第三百三十五条の七第一項第二号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離	隣地制限勾配が異なる地域等の境界線	高低差区分区域の境界線	令第三百三十五条の十に規定する位置及び当該位置の間の距離
-------	---------------------------------	-------	-------	--------------------	------------------------------------	--------------------------------------	---	-------------------	-------------	------------------------------

限適合建築物の配置図

る隣地高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、高低差区分区域の境界線、隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、令第三百三十五条の十の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率

隣地高さ制限 近接点におけ る水平投影位 置確認表	隣地高さ制限 適合建築物の 二面以上の立 面図	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適 合建築物について令第三百三十五条の十 に規定する位置ごとに算定した天空率						
		縮尺	地盤面	地盤面からの申請に係る建築物及び隣 地高さ制限適合建築物の各部分の高さ	令第三百三十五条の三第二項の規定によ り特定行政庁が規則に定める高さ	擁壁の位置	土地の高低	高低差区分区域の境界線
隣地高さ制限 近接点から申請に係る建 築物及び隣地高さ制限適合建築物の各	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適 合建築物の各部分の高さ	令第三百三十五条の十に規定する位置か らの申請に係る建築物及び隣地高さ制 限適合建築物の各部分の高さ						

(ハ)				隣地高さ制限 近接点にお ける申請に係 る建築物及び 隣地高さ制限 適合建築物の 天空図（天空 図の半径は十 センチメートル 以上とする。	隣地高さ制限 近接点にお ける申請に係 る建築物及び 隣地高さ制限 適合建築物の 天空図（天空 図の半径は十 センチメートル 以上とする。	部分までの水平距離、仰角及び方位角 水平投影面
土地の高低	擁壁の位置	敷地内における申請に係る建築物及び 北側高さ制限適合建築物の位置	敷地境界線			

(ト)				北側高さ制限適合建築物の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における北側高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、高低差区分区域の境界線、北側高さ制限適合建築物の各部分の長さ、敷地の接する道路の位置、令第百三十五条の十一の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率

北側高さ制限 適合建築物の 二面以上の立 面図		敷地の接する道路の位置、幅員及び種 類	地盤面からの申請に係る建築物及び北 側高さ制限適合建築物の各部分の高さ	北側制限高さが異なる地域の境界線	高低差区分区域の境界線	令第百三十五条の十一に規定する位置 及び当該位置の間の距離	申請に係る建築物及び北側高さ制限適 合建築物について令第百三十五条の十 一に規定する位置ごとに算定した天空 率	縮尺	地盤面	地盤面からの申請に係る建築物及び北 側高さ制限適合建築物の各部分の高さ	令第百三十五条の四第二項の規定によ り特定行政庁が規則に定める高さ	擁壁の位置

<p>北側高さ制限 近接点におけ る天空率算定 表</p>	<p>北側高さ制限 近接点におけ る申請に係る 建築物及び北 側高さ制限適 合建築物の天 空図（天空図 の半径は十セ ンチメートル 以上とする。</p>	<p>北側高さ制限 近接点におけ る申請に係る 建築物及び北 側高さ制限適 合建築物の天 空図（天空図 の半径は十セ ンチメートル 以上とする。</p>	<p>北側高さ制限 近接点におけ る水平投影位 置確認表</p>	<p>申請に係る建築物及び北側高さ制限適 合建築物の各部分の高さ</p>	<p>土地の高低</p>
<p>申請に係る建築物及び北側高さ制限適 合建築物の天空率を算定するための算 式</p>	<p>天空率</p>	<p>水平投影面</p>	<p>北側高さ制限近接点から申請に係る建 築物及び北側高さ制限適合建築物の各 部分までの水平距離、仰角及び方位角</p>	<p>申請に係る建築物及び北側高さ制限適 合建築物の各部分の高さ</p>	<p>令第百三十五条の十一に規定する位置 からの申請に係る建築物及び北側高さ 制限適合建築物の高さ</p>

(と)

付近見取図		配置図		日影図	
隣地にある建築物の位置及び用途	軒の高さ	地盤面の異なる区域の境界線	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	申請に係る建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離	縮尺及び方位
					敷地境界線
					法第五十六条の二第一項の対象区域の境界線
					法別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線
					高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線
					日影時間の異なる区域の境界線
					敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員

(5)

日影図

縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第五十六条の二第一項の水平面（以下この表において、「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの線（以下この表において、「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から一時間ごとに午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から一時間ごとに午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から午後三時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

敷地内における建築物の位置	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離	測定線	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から三十分ごとに午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から三十分ごとに午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内に
---------------	--------------------	-----------------------------	-----	---	--	------------------------------------

日影形状算定表	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式	土地の高低	あつては、午前九時から午後三時まで（の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線	二面以上の断面図	平均地盤面	地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式

二・三 (略)
2・3 (略)

(認定の取消しに係る公告の方法)

第十条の二十二 第十条の二十の規定は、法第八十六条の五第三項の規定による公告について準用する。

二・三 (略)
2・3 (略)

(認定の取消しに係る公告の方法)

第十条の二十二 法第八十六条の五第三項の規定による公告については、第十条の二十の規定を準用する。

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 全体計画認定の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書及び書類を特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の第三一項の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、同条第一項の表一の(イ)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(イ)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(イ)項の(3)欄に掲げる日影図と、同条第一項の表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同条第一項の表一の(イ)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(イ)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第六十七号の様式による申請書(以下この条及び次条において単に「申請書」という。)の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事に作成したものを添えたもの(正本に添える図書に限る。)

イ 第一条の第三一項の表一の各項に掲げる図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの)において、同表の(イ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 全体計画認定の申請をしようとする者は、別記第六十七号の様式による申請書(以下この条及び次条において単に「申請書」という。)の正本及び副本並びに別記第六十七号の四様式による全体計画概要書(以下単に「全体計画概要書」という。)に、次に掲げる図書で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の第三一項の表一の(イ)項、(ハ)項、(ト)項、(チ)項、(リ)項、(ル)項、(ロ)項又は(レ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

一 法第六条第一項第四号に掲げる建築物については、第一条の第三一項の表一の(イ)項に掲げる図書

二 法第六条第一項第一号に掲げる建築物については、第一条の第三一項の表一の(イ)項及び(3)項に掲げる図書

三 法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物については、第一条の第三一項の表一の(イ)項、(3)項及び(ハ)項に掲げる図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの)において、同表の(ハ)項に掲げる図書のうち国土交通

口 申請に係る建築物が第一条の三第一項第一号口(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

大臣の指定したものを除く。)

四 法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については、第一条の三第一項の表一の(ニ)項に掲げる図書

五 法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については、第一条の三第一項の表一の(ハ)項に掲げる図書

六 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については、第一条の三第一項の表一の(ハ)項に掲げる図書

七 法第五十二条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については、第一条の三第一項の表一の(ト)項に掲げる図書

八 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の(五)項に掲げる図書

九 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の(リ)項に掲げる図書

十 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の(ル)項に掲げる図書

十一 法第五十六条の二第一項の規定の適用により日影による高さの制限を受ける建築物については、第一条の三第一項の表一の(ロ)項に掲げる図書

十二 法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設に係る間口率の制限及び高さの制限を受ける建築物については、第一条の三第一項の表一の(を)項に掲げる図書

八 申請に係る建築物が法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものであることを示す書面

二 全体計画概要書
（削る。）

2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）
 - イ 前項第一号イから八までに掲げる図書及び書類
 - ロ 申請に係る全体計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六条第一項第二号に

十三 第一条の三第一項の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物については、それぞれ、同項の表二及び表三の(3)欄の当該各項に掲げる図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては、同項の表二の(一)項、(二)項、(四)項、(五)項及び(七)項並びに同項の表三の(一)項の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

十四 申請に係る建築物が法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものであることを示す書面

2 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の五第三項、第六十七条の二第四項、第六十八条第四項及び第八十六条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。

3 法第六条第一項各号に掲げる建築物の全体計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、第一項各号に掲げる図書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び第一条の三第八項の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたもの並びに全体計画概要書とする。

掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

八 申請に係る全体計画に含まれる建築設備が第一条の三第四項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

二 全体計画概要書

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第五項の表一の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物 第一条の三第五項の表二の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(4)欄に掲げる図書については同表の(1)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 認証型式部材等を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第五項の表一の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄及び(4)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(1)欄に掲げる図書については同表の(4)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

4 第一条の三第一項の表一の各号に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第一項又は第二項の申請書に添える場合においては、第一項又は第二項

4 法第六条第一項各号に掲げる建築物の全体計画に第一条の三第六項の表の(1)欄各号に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、同表の(3)欄の当該各号に掲げる図書を添えたものとする。

5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は認証型式部材等を有する建築物に係る申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る申請書 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第七項の表一の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る申請書 第一条の三第七項の表二の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(4)欄に掲げる図書については同表の(1)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 認証型式部材等を有する建築物に係る申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第七項の表一の(1)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(3)欄及び(4)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(1)欄に掲げる図書については同表の(4)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

6 第一条の三第一項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示してその図書を申請書に添える場合においては、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該図書に明示することを要

の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。

(削る。)

しない。

7| 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域又は準都市計画区域内にある場合(第九項に掲げる場合を除く。)においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の様替である場合

二 都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場合

イ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル)未満である場合。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満である場合とする。

ロ 申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模)未満である場合

ハ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築又は改築である場合

8| 三 前二号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合申請に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外

(削る。)

(削る。)

の区域内にある場合(次項に掲げる場合を除く。)においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならぬ。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の様替である場合

二 申請に係る建築物の敷地の規模が一ヘクタール未満である場合

9 | 三 前二号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合
申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の様替である場合

二 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合
イ 申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、一ヘクタール未満であること。

ロ 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域のうち二以上の区域における申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、当該敷地に係るそれぞれの区域について都市計画法施行令第十九条の規定により開発行為の許可を要しないこととされる規模のうち最も大きい規模未満であること。

(削る。)

八 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル）未満であること。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満であること。

二 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。

ホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。

三 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築又は改築である場合

10) 四 前三号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合
申請に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が都市計画法第五十三条第一項、流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模

(削る。)

様替である場合

11| 二 前号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合
申請に係る建築物の敷地が緑化地域内にある場合においては、
次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項ま
での規定に定めるもののほか、その全体計画が都市緑地法第三十
五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申
請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が増築（当該緑化地域に関する
都市計画が定められた際既に着手していた行為及び増築後の建
築物の床面積の合計が当該緑化地域に関する都市計画が定めら
れた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えな
い増築に限る。）、改築、大規模の修繕又は大規模の様替で
ある場合

二 申請に係る建築物の敷地の規模が千平方メートル（都市緑地
法施行令第九条ただし書の規定により市町村の条例で別に規模
が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合
三 申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第六項若しくは第
九項又は第四十二条各号に規定する建築物である場合

12| 四 前三号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合
申請に係る建築物の敷地が地区計画等緑化率条例により制限を
受ける区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当
する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほ
か、その全体計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合して
いることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物が当該地区計画等緑化率条例に係る都市緑
地法施行令第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる適用
の除外に関する規定のいずれかに該当するものである場合
二 申請に係る建築物が都市緑地法第四十二条各号に規定する建
築物である場合

三 前号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

(削る。)

5| 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項又は第二項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

（削る。）

6| 前各項に規定する図書のほか、特定行政庁が全体計画の内容を把握するために特に必要があると認めて規則で定める図書を申請書に添えなければならない。

7| 前各項の規定により申請書に添えるべき図書のうち二以上の図書の内容が同一である場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これらの図書のうちいずれかの図書を申請書に添付し、他の図書の添付を省略することができる。

8| 特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第六十七号の五様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

9| 特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第六十七号の六様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

13| 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項、第三項又は第四項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

14| 申請に係る全体計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合においては、特定行政庁は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、規則で、第一条の三第一項の表一の(ハ)項に掲げる図書、同項の表二の(一)項及び(二)項並びに同項の表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

15| 前各項に規定する図書のほか、特定行政庁が全体計画の内容を把握するために特に必要があると認めて規則で定める図書を申請書に添えなければならない。

16| 前各項の規定により申請書に添えるべき図書のうち二以上の図書の内容が同一である場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これらの図書のうち一の図書を申請書に添付し、他の図書の添付を省略することができる。

17| 特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第六十七号の五様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

18| 特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第六十七号の六様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(全体計画認定の変更の申請等)

第十条の二十四 全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本並びに全体計画概要書に前条第一項から第七項までの規定による添付図書のうち変更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 前条第八項及び第九項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同条第八項及び第九項中、「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書」とあるのは「添付図書（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

(手数料の額)

第十一条の二三 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合 二万円に、別表第二(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(3)欄に掲げる額の十分の一の額を加算した額(ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円)

三 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定(建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。))以外のものに関する認定に限る。)を受けた型式について、認定を受けようとする場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める額

(全体計画認定の変更の申請等)

第十条の二十四 全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本並びに全体計画概要書に前条第一項から第十六項までの規定による添付図書のうち変更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 前条第十七項及び第十八項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同条第十七項及び第十八項中、「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書」とあるのは「添付図書（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

(手数料の額)

第十一条の二三 (略)

2 次の各号に掲げる場合の手料は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定(建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。))以外のものに関する認定に限る。)を受けた型式について、認定を受けようとする場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める額

イ〜ハ（略）

(一)	法第二十号（第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び令第三章（令第五十二条第一項、令第六十一条、令第六十二条の八、令第七十四条第二項、令第七十五条及び令第七十六条を除き、令第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定
(二)	法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び堀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の二第一項（門及び堀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定
(三)	(略)

四〜六（略）

- 3 (略)
- 4 第二項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請に係る手数料の額について準用する。

- 5 第三項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合 申請一件につき、次のイからハまでに掲げる性能評価の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ〜ハ（略）

(一)	法第二十号第二号及び令第三章（令第五十二条第一項、令第六十一条、令第六十二条の八、令第七十四条第二項、令第七十五条及び令第七十六条を除き、令第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定
(二)	法第二十一条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び堀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の二第一項（門及び堀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定
(三)	(略)

三〜五（略）

- 3 (略)
- 4 第二項（第一号を除く。）の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請に係る手数料の額について準用する。

- 5 第三項第四号の規定にかかわらず、既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、第二項第一号イに掲げる認定に係る性能評価については二十六万円、同号ロに掲げる認定に係る性能評価については七十万円、同号ハに掲げる認定に係る性能評価については三十五万円とする。

イ 第二項第一号イに掲げる認定に係る性能評価 二十六万円
 ロ 第二項第一号ロに掲げる認定に係る性能評価 七十万円
 ハ 第二項第一号ハに掲げる認定に係る性能評価 三十五万円
 ニ 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受け
 る場合 別表第二(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(3)欄に掲げる額の十分の一
 6・7 (略)

(磁気ディスク等による手続)
 第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(3)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

項の申請書	第一条の三第一項の申請書	(イ)	(3)
		別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図
第一条の三第四項の申請書	別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄		

(磁気ディスク等による手続)
 第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出又は計画書については、(3)欄に掲げる書類又は図書に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類又は図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

項の申請書	第一条の三第一項の申請書	(イ)	(3)
		別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図及び別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図
第一条の三第五項の申請書	別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄		

<p>第一条の三第八項に規定する場合の申請書</p>	<p>別記第四号様式（「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>	<p>「又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p>	<p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>
<p>第二条の二第一項の申請書</p>	<p>別記第八号様式の第二面による書類</p>	<p>第二条の二第五項に規定する場合の申請書</p>	<p>別記第九号様式（「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>
<p>第三条第一項の申請書（令第百</p>	<p>別記第十号様式の第二面による書類</p>		

<p>第一条の三第八項の申請書</p>	<p>別記第四号様式の第二面による書類</p>	<p>「又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p>	<p>第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図及び別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>
<p>第一条の三第九項に規定する場合の申請書</p>	<p>別記第五号様式（「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>	<p>別記第六号様式（「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>	
<p>第三条第一項の申請書（令第百</p>	<p>別記第十号様式の第二面による書類</p>		

<p>三十八条第二項 第一号に掲げる ものを除く。）</p>	<p>第三条第一項の 申請書（令第百 三十八条第二項 第一号に掲げる ものに限る。）</p>	<p>第三条第二項の 申請書</p>	<p>第三条第三項の 申請書</p>
	<p>別記第八号様式（昇降機用）の第二面による書類</p>	<p>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p>
			<p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>

<p>三十八条第二項 第一号に掲げる ものを除く。）</p>	<p>第三条第一項の 申請書（令第百 三十八条第二項 第一号に掲げる ものに限る。）</p>	<p>第三条第二項の 申請書</p>	<p>第三条第三項の 申請書</p>
	<p>別記第四号様式（昇降機用）の第二面による書類</p>	<p>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p>
			<p>第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図及び別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>

<p>第三条第七項に規定する場合の申請書</p>	<p>別記第十三号様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>	<p>（略）</p>	<p>別記第十四号様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>	<p>（略）</p>	<p>別記第二十号様式の第二面及び第三面による書類</p>	<p>（略）</p>	<p>別記第四十号様式の第二面から第四面までによる書類</p>	<p>第八条第二項の建築物を建築しようとする旨の届出及び建築物を除却しようとする旨の届出</p>	<p>別記第四十二号様式の第二面から第五面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p>
<p>（略）</p>	<p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>第三条第八項に規定する場合の申請書</p>	<p>別記第十三号様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>	<p>（略）</p>	<p>別記第十四号様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>	<p>（略）</p>	<p>別記第二十号様式の第二面及び第三面による書類</p>	<p>（略）</p>	<p>別記第四十号様式の第二面から第四面までによる書類</p>	<p>第八条第二項の建築物を建築しようとする旨の届出及び建築物を除却しようとする旨の届出</p>	<p>別記第四十二号様式の第二面から第五面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p>
<p>（略）</p>	<p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>第八条の二第一項において準用する第一条の三第四項の規定による通知書</p>	<p>別記第四十二号様式の第二面から第五面までに よる書類、別記第四十二号の七様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p>
<p>第八条の二第一項において準用する第一条の三第八項に規定する場合の通知書</p>	<p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>
<p>第八条の二第六項において準用する第二条の二第一項の規定による通知書</p>	<p>別記第四十二号の二様式（「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>
<p>第八条の二第六項において準用する第二条の二第五項に規定する場合の通知書</p>	<p>別記第四十二号の八様式（「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>
<p>第八条の二第七</p>	<p>別記第四十二号の九様式の第二面による書類</p>

<p>項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第八条の二第七項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）</p>	<p>第八条の二第七項において準用する第三条第二項の規定による通知書</p>	<p>第八条の二第七項において準用する第三条第三項の規定による通知書</p>
<p>別記第四十二号の七様式（昇降機用）の第二面による書類</p>	<p>別記第四十二号の十様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類</p>	<p>別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち配置図</p>	<p>別記第四十二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第四十二号の七様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第四十二号の九様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四十二号の七様式（昇降機用）中の「昇降機</p>

	<p>の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p> <p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>
<p>第八条の二第七項において準用する第三条第七項に規定する場合の通知書</p>	<p>別記第四十二号の十一様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p> <p>別記第四十二号の十二様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>
<p>第八条の二第八項において準用する第四条第一項の規定による通知書</p>	<p>別記第四十二号の十三様式の第二面及び第三面による書類</p>
<p>第八条の二第九項において準用する第四条の二第一項の規定による通知書</p>	<p>別記第四十二号の十四様式の第二面及び第三面による書類</p>
<p>第八条の二第十二項において準用する第四条の</p>	<p>別記第四十二号の十七様式の第二面及び第三面による書類</p>

八第一項の規定による通知書	第八条の第二十五項において準用する第四条の十六第一項の仮使用承認申請書	第八条の第二十五項において準用する第四条の十六第三項の仮使用承認申請書	(略)	第十条の二十三の申請書	第十条の二十四の申請書
	別記第四十二号の二十様式による仮使用承認申請書の第二面による書類	別記第四十二号の二十一様式による仮使用承認申請書の第二面による書類	(略)	別記第六十七号の三様式の第一面(「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)及び第二面から第六面までに係る書類並びに全体計画概要書	別記第六十七号の三様式の第一面(「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)及び第二面から第六面までに係る書類並びに全体計画概要書

			(略)	第十条の二十三の申請書	第十条の二十四の申請書
			(略)	別記第六十七号の三様式の第一面(「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)及び第二面から第六面までに係る書類並びに全体計画概要書並びに全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成した第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置	別記第六十七号の三様式の第一面(「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)及び第二面から第六面までに係る書類並びに全体計画概要書並びに全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成した第一条の

(略)	(略)
-----	-----

2 前項の区域内においては、第一条の三第一項若しくは第四項若しくは第三条第二項若しくは第三項の申請書又は第八条の第二第一項において準用する第一条の三第一項若しくは第四項若しくは第八条の二第七項において準用する第三条第二項若しくは第三項の規定による通知書については、次の各号に掲げる付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

一 別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち付近見取図

二 別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち付近見取図

3 次

(1)	(3)
-----	-----

の表の(1)欄に掲げる申請書のうち同表の(3)欄に掲げる書類については、当該書類の提出に代えて、電子情報処理組織の使用又は当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等の提出のうち指定確認検査機関が定めるものによることができる。

(1)	(3)
-----	-----

第三条の三第一項において準用する第一条の三

別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類

(略)	(略)
-----	-----

2 前項の区域内においては、第一条の三第一項若しくは第五項又は第三条第二項若しくは第三項の申請書については、次の各号に掲げる付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

一 第一条の三第一項の表一の(1)項に掲げる図書のうち付近見取図又は別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち付近見取図

二 第三条第二項の表に掲げる図書のうち付近見取図又は別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち付近見取図

<p>第一項の申請書</p>	<p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面 による書類のうち配置図</p>
<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三 第四項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類 別記第三号様式による建築計画概要書の第三面 による書類のうち配置図</p>
<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三 第八項に規定する 場合の申請書</p>	<p>別記第四号様式（「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>
<p>第三条の三第二項において準用する第二条の二 第一項の申請書</p>	<p>別記第八号様式の第二面による書類</p>
<p>第三条の三第二項において準用する第二条の二 第五項に規定する 場合の申請書</p>	<p>別記第九号様式（「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</p>

<p>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>別記第十号様式の第二面による書類</p>
<p>第三条の三第三項において第三条第一項の申請書（令第三百二十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）</p>	<p>別記第八号様式（昇降機用）の第二面による書類</p>
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第二項の申請書</p>	<p>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類 別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち配置図</p>
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第三項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用</p>

	<p>(中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p> <p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第七項に規定する場合の申請書</p>	<p>別記第十三号様式(「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</p> <p>別記第十四号様式(「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</p>
<p>第四条の四の二において準用する第四条第一項の申請書</p>	<p>別記第十九号様式の第二面及び第三面による書類</p>
<p>第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項の申請書</p>	<p>別記第二十六号様式の第二面及び第三面による書類</p>

(書類の閲覧等)

第十一条の四 法第九十三条の二(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項

(書類の閲覧等)

第十一条の四 法第九十三条の二(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、別記第三号様式による建築計画概要書、別記第十二号様式による築造計画

が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第三号様式による建築計画概要書
- 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
- 三 別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書
- 四 別記第三十六号の三の二様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書

- 五 処分等概要書
- 六 全体計画概要書
- 七 指定道路図
- 八 指定道路調査書

2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならぬ。

3 (略)

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(略)	(3)
(略)	法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種類ごと）	(略)
(略)	第一条の三 第一項第一号イ、同号 口(1)及び(2) 並びに同項 の表三の各	(略)
	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三十五万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四十五万円

概要書、別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書、別記第三十六号の三の二様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書、別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書並びに全体計画概要書とする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

2 特定行政庁は、前項の書類を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならぬ。

3 (略)

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(略)	(3)
(略)	法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種類ごと）	(略)
(略)	第一条の三 第一項本文 の認定に係 る評価	(略)
	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三十五万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四十五万円

(略)	項の認定に係る評価	床面積の合計が一万平方メートルを 超え、五万平方メートル以内のもの	七十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを 超えるもの	百万円	
(備考)	<p>法第二十条第一号、令第八百八条の三第一項第二号及び第四項、令第二百二十九条の二第一項、令第二百二十九条の二の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ⁽¹⁾及び⁽²⁾並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。</p>		

(略)	床面積の合計が一万平方メートルを 超え、五万平方メートル以内のもの	七十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを 超えるもの	百万円
(備考)	<p>法第二十条第一号、令第八百八条の三第一項第二号、令第八百八条の三第四項、令第二百二十九条の二第一項、令第二百二十九条の二の二第一項及び第一条の三第一項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。</p> <p>法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価のうち、既に評価を受けたプログラムの変更に係る評価にあつては、⁽³⁾欄に掲げる額の二分の一とする。</p>	